

令和5年第1回定例会文教福祉委員会会議録

令和5年3月7日

午前10時

全員協議会室

出席者氏名

石嶋 照幸	委員長	大野みどり	副委員長
久米原孝子	委員	櫻井 速人	委員
金剛寺 博	委員	山村 尚	委員
加藤 勉	委員	岡部 賢士	委員

執行部説明者

教 育 長	大古 輝夫	福 祉 部 長	岡田 明子
健康づくり推進部長	坪井 龍夫	教 育 部 長	中村 兼次
社会福祉課長	藤ヶ崎 聡	生活支援課長	松本 博実
こども家庭課長	蔭山 大三	介護福祉課長	佐々木英一
健康増進課長	岡澤 幸代	新型コロナワクチン対策課長	飯田 啓司
健幸長寿課長	友信 勝美	保険年金課長	沼尻 正宏
スポーツ都市推進課長	昇 一信	教育総務課長	名島 正博
文化・生涯学習課長	国松 美浩	指 導 課 長	本橋 聡
教育センター所長	千葉 幸子	学校給食センター所長	岩井 務
新型コロナワクチン対策課長補佐	大野 和彦 (書記)		

事 務 局

副 主 幹 大森 由香

議 題

- 令和4年請願第3号 マスク着用が任意であることの周知徹底と子どもたちの給食時の改善を求める請願書
- 議案第1号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について
- 議案第5号 龍ヶ崎市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 龍ヶ崎市まいん「健幸」サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第9号)の所管事項

議案第21号	令和4年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第22号	令和4年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第23号	令和4年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第4号）
議案第24号	令和4年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
議案第25号	令和4年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第27号	令和5年度龍ヶ崎市一般会計予算の所管事項
議案第28号	令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第29号	令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計予算
議案第30号	令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計予算
議案第31号	令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

石嶋委員長

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、継続審査中の令和4年請願第3号、議案第1号、議案第5号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第20号の所管事項、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第27号の所管事項、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号の22案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。

また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り簡潔にお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、継続審査中の令和4年請願第3号 マスク着用が任意であることの周知徹底と子どもたちの給食時の改善を求める請願書の審査についてです。

この件につきましては、継続審査中であるため、請願の朗読を省略して審査に入ります。

お手元に前回の審査の会議録を配付させていただいております。その際の各委員からの意見などを踏まえまして、この請願の取扱いについてご意見がありましたらお願いいたします。

久米原委員。

久米原委員

今回も継続審査という形にいろいろ考えまして、したいと思っております。

まず、先日、私たち議員も皆さんと一緒に子どもたちと給食を食べさせていただきました。本当にありがとうございました。

子どもたちが本当に楽しそうに給食を食べていて、私たちもおいしく食べさせていただいて、前を向いて、でも、決して黙食ではなく、いろいろな話をしながら楽しそうにしている様子を見て、今まで、縛りに縛りつけてきたものを緩やかに、丁寧にやっていかなきゃいけないんだなというのを改めて感じたところです。

決して、マスクを外していいんだよということを反対するのではなくて、やはりここは現場にお任せをして、教育委員会を信頼して、学校ごとに様々違うと思いますので、丁寧にやっていただきながら進めていただきたいということで、今回もしっかり継続という形にしたいと思っております。

この文面の中にも、やはり子どもたちや保護者の中には多様な意見があるということも書かれております。外したいお子様、ご家庭もあれば、うちはお年寄りもいるし、病気の子がいるし、マスクをしないといけない家庭もあると思うんですね。だから、そこは丁寧にやっていただきたいので、その思いをしっかりと込めて継続ということにさせていただきたいと思っておりますので、教育長、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

石嶋委員長

ほかございますか。

山村委員。

山村委員

私も前回、継続で手を挙げさせていただきましたが、今回も継続で手を挙げさせていただきたいと思っております。

文科省の新たな指針が示されて、今後緩和の方面に進んでいくということが、まず前提にありまして、教育委員会のほうで教育長と教育部長にお話を伺っても、やはり学校への指導として緩和して、文科省の指示に従って動いているというお話も伺いました。

先ほど久米原委員もおっしゃったように、保護者の方には、やはりいろいろな事情があるご家庭、一概にこうだというのはなくて、高齢者の方とか病気をお持ちの方とかがご家族にいらっしゃるとか、そういう諸事情もあります。なので、教育長からのお話があると思うんですけども、学校側で適切に判断をしていただいて、議会では特に、継続という形で、教育長というか教育委員会のほうにお任せしていきたいと思います。

以上です。

石嶋委員長

ほかございますか。

岡部委員。

岡部委員

私は基本的に前回同様、この請願に対しては賛成、採択すべきという立場です。

基本的に趣旨に賛同できるというところで、今、継続という話も出ましたが、継続というのは、結局この会期中に判断できないから継続。今、決める必要がないという意味での継続って、そういうものだと思うんですけども、どういう状況になったら賛成か反対か決められるのかは、この文教福祉委員会でも、もう少し内容をしっかり詰めたほうがいいと思うところはあります。例えば、継続するのであれば期限を付す。我々の文教福祉で4月中には結論を出せるのか、もし、継続ということになれば、私はそういう期限を付すべきと考えます。

もちろん今、意見があったように、現場のほうが本当に、その状況、状況に応じて対応をしっかりとやっていくことは大事だとは思いますが、この請願の趣旨や請願事項を見ると、マスクを外したい人もいれば、つけていたい人もいます。それを強制ではないですよということを改めて市のほうから示していくというような意味だと思っていますので、やはり市としても子育て環境の充実というところで今やっぺいこうとしている。子どもの笑顔が続くまちをつくるというところが、一番の大きな未来創造プロジェクトで掲げている中で、やはり僕はこの請願に関しては、そういう子どもたちの笑顔のために、強制ではなくて、それぞれ子どもたちの思いを受け止めてくださいというような趣旨だと思っていますので、また、給食に関しても、もちろん今現在も関係者の方々、本当に工夫されてやっぺられているとは思いますが、それに対して批判しているわけではなく、やはりできること最大限の工夫をしていきましょうよという、そういう市の方針として示してほしいところだと思いますので、私は趣旨に賛同できるので、これはやはり本定例会中に採択すべき。

もし、継続という話であれば、4月に改選もあるわけですし、その前には期限を付すというのが最低条件になってくると思いますので、その旨、この委員会でもある程度、本会議に委員長報告で出す前に、ある程度、委員会でも話しておくべきだと思います。

以上です。

石嶋委員長

ほかございますか。

加藤委員。

加藤委員

私も以前の学校の現場に戻って、通常の普通の学校生活を子どもたちができれば、それは一番いいと思っているんですけども、私はやはり賛成、反対、ノーかイエスって、どこかの期限でこの内容って定めるべきじゃないと思っています。

前回の委員会で私、話しましたけれども、自分の家族の孫のこともちょっと話しをさせていただいたんですが、相変わらず今の状況でも、感染するとケースによっては重い場合

もあるし、そういう不安を抱えている子ども自身、それから、家族もいらっしゃるから、やはりここは慎重にすべきだし、ある期限を定めて賛成、反対という話じゃ、私はないと思いますよ。

これは、あくまで私の考えですけれども、前回の委員会的时候もお話ししたんですが、その後もちょっと教育委員会とは少し話していますけれども、やはり学校を預かる現場の先生方の判断が一番大事だと思いますし、そこが子どもたちの状況を一番分かっていると思うので、私は学校の現場の判断と協議をされている教育委員会の判断を尊重する意味でも、これは私も継続の案件で、今回は取り扱うべきかなと思います。

以上です。

石嶋委員長

ほかはどうですか。

櫻井委員。

櫻井委員

私は、この請願に賛成ですね。

今までずっと何回も復唱になっちゃうんですけど、これだけいろいろ緩和されて、何よりもちょっと、マスクして苦しい、皆さんもそうだと思いますけれども、でも、子どもだとそういう文化ができちゃって、ちょっとでもずらすと、おまえみたいなことを指差されたりとか、そういうのはやはり一番人間として何というか、尊厳としてそうなるはならないことなので、私はそう思っていますから、そういうふうな人間形成というか、偏見とか意図として、私はそれは子どもたちに課せないことだと思っていますから、私は今期でできれば賛成していただきたいと思っています。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

私も前回もこの請願採択に賛成をしていますので、現在も同じ立場でいます。

請願事項がここにあるように、強制でなく、任意であることを周知してくださいということが請願趣旨になっておりますので、今回の議会の中でも、マスクについて一般質問も何名の方からもあって、国の方針、文科省の方針なども答弁の中にありましたので、こういう方向に全体が進んでいくと思いますので、請願趣旨には賛成いたします。

学校側としては、私もこの間、いばっぺごはんのときに学校にお邪魔して聞くと、低学年の生徒たちは、初めからマスク着用ということで、何年間も来てしまって、全ての場面でマスクを外さないということがもう身についていて、例えば、運動会の練習しても、駆けっこのところでもみんなマスクをしようとする、そのとき先生方は、もうマスクは外してくれということで生徒たちを指導するみたいな話がありまして、なかなか学校側すると一律にやってきたことが、今度任意といっても子どもたちにとっては、その判断の難しさということは十分あると思いますので、学校側としての指導もよくしていただいて、なかなか大変な面もあると思うんですけども、請願趣旨にそういう意味では賛成をいたします。

以上です。

石嶋委員長

大野委員。

大野委員

私も前回は継続だったんですが、今回も継続です。

皆さんも子どもたちと給食を食べて、私も本当に先生方は子どもたちのことをよく分かっているから、コミュニケーション取りながら、本当に和やかに楽しく食べている状況に、ほっとしたんですけれども、この請願書の中に、子どもたちや保護者の中には多様な意見があることを尊重していただけたらと思いますということで、そこを市が示すことではなくて、やはり皆さんおっしゃっていたように、現場を知っている教職員の皆様、そして、教育委員の方の判断が一番かなと思いますので、そこの子どもの思いを酌み取る。いろいろな多面の子どもの思いを酌み取った上で現場判断していくということで、イエスノーははっきりすることではないと感じましたので、継続です。

以上です。

石嶋委員長

岡部委員。

岡部委員

今、継続という意思の方が4名いたので、恐らく採決すれば継続ということになる、賛否を決める中では継続という委員会の方針になるんだと思いますが、今、聞いた感じだと、継続という方々の意見を聞くと、賛否を定めるべきではないというところであれば、状況が変わったからといって、賛成にできるというものではないんじゃないと思うんで、それならば、もう不採択という判断になるんじゃないかなというふうに私は思います。

もし、継続にするのであれば、やはりある程度、この委員会が5月で組織も変わるんで、そこでこの継続案件がなくなってしまう前には、少なくとも期限をつけた継続にすべきというふうにやはり私は思いますので、その辺に関しても、ぜひこの委員会の中である程度、議論詰められたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

石嶋委員長

暫時休憩します。

【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

令和4年請願第3号 マスク着用が任意であることの周知徹底と子どもたちの給食時の改善を求める請願書につきましては、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

石嶋委員長

賛成多数であります。

よって、令和4年請願第3号は継続審査とすることに決しました。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について、執行部から説明願います。

坪井健康づくり推進部長。

坪井健康づくり推進部長

議案書の1ページをお開きください。

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例でございます。

この条例は、国や県の補助制度を活用しまして、記載の基準日における年齢の健診項目を無料で実施をしようとするものでございます。

これまでは、国・県の動向を見ながら1年ごとに条例を制定しておりました。今回提案するものは、内容はこれまでの条例と同様でございますが、今後も継続した国や県の補助が見込まれますので、基準日や年齢を規定することにより、継続して運用する条例として定めようとするものでございます。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市特別会計設置条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

坪井健康づくり推進部長。

坪井健康づくり推進部長

議案書の15ページ、新旧対照表の11ページをお願いいたします。

新旧対照表に基づいて説明をいたします。

介護サービス事業特別会計につきましては、地域包括支援センターが介護保険の要支援認定者のケアプラン作成に係る収支を管理する会計でございます。令和5年度より地域包括支援センターへ委託することに伴いまして、この事業は委託事業者を引き継がれますので、当該特別会計の規定を削除するものでございます。

なお、議案書にあります付則の2でございますが、令和5年4月末まで当該会計の収入や支出があることや令和4年度の収入や支出の修正があった場合に対応できるよう規定をしているものでございます。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

岡田福祉部長。

岡田福祉部長

それでは、議案書の18ページから20ページ、新旧対照表は15ページから17ページとなります。

この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、ゼロ歳児から2歳児までの子どもが利用できる小規模保育事業や事業所内保育事業といった家庭的保育事業などを市内で行うための基準を定めた条例であります。

当該条例を定めるに当たって、参酌すべき基準である厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、こちらが一部改正されたことに伴いまして、市条例について主に4点について同様の改正を行うものであります。

まず、1点目は、令和4年9月に静岡県認定こども園において送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受けまして、条例第7条の2に、安全計画の策定等を新たに加え、家庭的保育事業所等を利用する園児の安全を確保するための取組を計画的に実施するために、安全計画の策定を義務づけるものです。

さらに、第7条の3に、自動車を運行する場合の所在の確認を新たに加えまして、園児等の自動車への乗降車の際に点呼などの方法により、園児の所在確認を義務づける規定及び当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止するための装置を装備し、これにより降車時の園児の所在確認を義務づける規定を設けるものであります。

次に、2点目です。第10条です。設備及び職員の基準について、保育に支障がない場合に限り、併設するほかの社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができるとする改正を行いまして、インクルーシブ保育を可能とするための設備や人員基準の緩和に関する事項を追加するものです。

3点目は、懲戒に関する事項で、民法において親権者の子に対する懲戒権の規定が削られ、新たに子の人格の尊重等に関する規定を設ける改正が行われたことに伴いまして、条例が引用している児童福祉法でも同様の改正が行われたことによりまして、第13条に規定する懲戒に係る権限の濫用禁止規定、これ自体を削除するものであります。

4点目は、第14条の第2項、衛生管理等において、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止のために、家庭的保育事業所などにおいて講ずるよう努めなければならないとされている必要な措置に関して、研修や訓練を職員に対して定期的実施するように明確化する、そういう改正を行うものであります。

当該改正は、令和5年4月1日からの施行となりますが、懲戒に関する改正については公布日からの施行となります。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

山村委員。

山村委員

これから条例が確定していくので、その際に安全計画をつくらなければいけないというのは分かるんですけども、その内容の検証は、市役所のほうでやられるのでしょうか。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

安全計画に関する点検のご質問だと思うんですけども、こちらの安全計画なんですけど、令和4年の12月15日付の国の通知で義務化の周知がされたところで、速やかに各市内の園に対して、安全計画の策定等の提出を求めているところです。こちらがまとめ次第、国の内容に基づいた内容が網羅されているかどうかのチェックを行う予定としております。

以上です。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

基準があって、それを一個一個チェックシートみたいなもので満たしているかの確認があるということですね。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えします。

今、委員からご質問いただきました内容につきましては、提出にあたり、国のほうでセルフチェックシートを設けております。その中で、当該事項に関しまして、きちんと明記されているかどうかを、まず事業所内でチェックしていただき、その後、市のほうでチェックをして、後々指導監査等々を行っていく際に、改めて安全計画に対しての指導、監督なりを行っていくことを予定しております。

以上です。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。分かりました。

石嶋委員長

ほかございますか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

中身については、本会議の質疑でありましたので、この辺は避けますけれども、今、山村委員の発言にもありましたが、安全計画をつくるスケジュールという点では、この児童福祉法と条例改正が令和5年の4月1日付なので、今のこども家庭課長の発言ですと、4月1日までに安全計画はつくって提出をしないといけないということになるんですか。

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長
お答えいたします。

まず、国の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の第7条の2、先ほど部長からも説明があったかと思うんですけども、こちらの規定に基づきまして、4月1日からこちらの安全計画に基づいた安全管理体制を整えていきなさいといったものが、義務規定化されております。それに基づきまして、順次、年末から年始にかけて、早いところでは各事業者様のほうから安全計画のご提出をいただき、4月1日からそれに基づいた運用を行うことを予定しております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、条例改正、安全計画というのは膨大な内容になるわけですけども、市が管轄するのはこの家庭的保育事業のところだけですから、非常に小規模施設が多いと思うんで、全て安全計画といってもなかなか難しい点と、その実態に合わない点もかなりあるかと思うんですけども、その辺の安全計画の立て方というのはどのようにになりますか。

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

安全計画の立て方になりますけれども、もともと認可保育所全てにおいて、こういった安全計画、今回追加される事項はございますけれども、児童への安全指導やマニュアル的なものは既に各園に準備のをしてしております。具体的にはリスクが高い場面、午睡ですとか食事、プール、園内活動とか今回バスの送迎といったところになるんですけども、そういったところでも既にリスク回避ができるようなマニュアルを設けております。そこに今回、国のほうで求めている内容を追記していくので、ゼロから作り込むという形ではなくて、今あるものに追加していくといった形になります。若干煩雑な作業にはなるかと思うんですけども、一旦そういった形でご協力のほうはいただいているところです。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

あと、今回自動車の運行というのがつけ加えられましたけれども、家庭的保育の場合には自動車も使っていないところも多分にあると思いますんで、それは、分かりました。

あと、先ほども出ましたけれども、これに基づいて安全計画ができて、市の監督指導にある部分についての点検と、安全計画をつくって、それに伴う訓練的なものも一緒に義務づけられるということになりますんで、監督指導も細くなるかと思うんですけども、その辺についてはどのようなスケジュールが考えられるかお聞きします。

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長
安全計画に関する今後のスケジュールですけれども、市のほうでは毎年、特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱を設けており、これに基づきまして、集団指導または状況によっては実地指導を行っております。その要綱に基づく集団指導、実地指導につきまして、通常の保育給付費や運営上のチェックを行っているんですけれども、そのタイミングに合わせて、安全計画の内容につきましても、併せて指導の実施を予定しているところです。
以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
分かりました。
以上で、ありがとうございました。

石嶋委員長
ほかございますか。

[発言する者なし]

石嶋委員長
別のないようですので、採決いたします。
議案第7号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第8号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。
中村教育部長。

中村教育部長
議案第8号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。
議案書21ページをお開きください。
今回の改正につきましては、主に既存の条例に新たな条文を加える改正ですので、議案書で説明させていただきたいと思っております。
今回の一部改正につきましては、認定こども園の送迎バスの置き去り事案等を受けまして、児童の安全確保の観点から児童福祉法等の一部が改正されました。この改正に伴いまして、当該条例について所要の改正を行うものです。
まずはじめに、第6条の2で、安全計画の策定等です。

これは、いわゆる学童保育ルーム運営に当たり、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、安全計画の策定が義務づけられ、この安全計画に基づき研修や訓練を定期的実施するとともに、保護者に対しまして取組の内容を周知することとなります。

続きまして、第6条の3で、自動車の運行する場合の所在確認です。

22ページをお開きください。

こちらは自動車を利用して移動した場合、乗車や降車に際して点呼などで確実に把握できる方法で所在を確認することが義務づけられたものです。

なお、現時点におきまして、スクールバス等を運行しているわけではありませんので、バスでの移動については想定をしておりませんが、法改正の趣旨に鑑みまして、当該条文については加えようとするものです。

次に、第12条の2で、業務継続計画の策定です。

こちらは感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対して継続的に支援を提供するため、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じることとされました。この規定につきましては、努力義務となっております。

次に、13条の2では、衛生管理等に係る改正です。

これは、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止のために職員に対して研修や訓練を定期的実施するよう改正するものです。こちらの規定については、努力義務となっております。最後に、付則となります。

この条例につきましては、令和5年4月1日から施行することとなりますが、安全計画の策定に関する規定につきましては、経過措置といたしまして、令和6年3月31日までの間は努力規定となっております。

説明につきましては、以上です。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

今、部長のほうから説明ありましたように、この放課後児童健全育成事業についての安全計画と業務継続計画というのは、今、令和6年3月31日と言われましたけれども、ここまで努力義務という附帯がついていて、当市としては、この条例もつくって安全計画、業務継続計画、こちらのほうもすぐにつくるという考えでしょうか。

石嶋委員長

国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長

安全計画の策定等に係る経過措置としまして、令和6年3月31日までの期間の対応につきましては、国から発出されております放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項を鑑みながら、努力義務期間内に安全計画を策定していくものと考えております。施設設備等の安全点検や支援員、児童に対する保育ルーム内外での活動、取組等における安全に関する指導のほか、支援員等への訓練や研修等の実施等安全確保に関する事項についての計画を策定するとともに、安全計画及び取組内容の周知につきましても、義務化となる令和6年4月1日に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

今、このとおり実施するというので、実際には、やはり先ほどと一緒に安全計画の部分的に、マニュアルみたいなのは十分できているものもあると思うんですけども、その辺で現在この程度まではできていますとか、今後、こういうものをつけ加えていきますというのがあれば、お聞きしたいのと、自動車についても書いてありますけれども、現状、ここは該当しない部分だと思いますので、その点を中身が分かればお願いいたします。

石嶋委員長

国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長

安全計画として現在できているものはございませんけれども、令和2年度に委託業者であります、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が、安全危機管理マニュアルを策定しており、不審者、事故、急病、虐待、火災、自然災害等の対応等について基本的な事項をまとめたものを現在運用しております。

今後、策定が必要なものとしては、国からの安全計画のイメージを参考にして、項目として4点ほど挙げられます。

1点目は、安全点検です。施設設備の安全点検と各マニュアルの策定及び共有です。マニュアルにつきましては、放課後児童クラブ等の運営に関係する全ての職員に共有することとなります。

2点目は、児童、保護者に対する安全教育等です。児童への安全指導では、児童自身が安全や危険を認識できるように学習援助すること。交通安全については、学ぶ機会を設けるなどとしております。保護者等への周知、共有では、策定した安全計画やマニュアル等の取組内容について周知、共有するものとしております。

3点目としまして、実践的な訓練や研修の実施です。避難訓練のほか、救急対応の実技講習、研修道具を活用しました研修や災害の発生に備えた定期的な訓練や研修を行うとしております。

さらに4点目としまして、再発防止の徹底です。ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行いまして、必要な対策を講じることとしております。

以上、この4項目を網羅した内容を盛り込みまして、当市の安全計画として策定する予定でございます。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

内容は分かりました。

災害とか防犯とか事故とか、これも突然起こるものですから、実際にマニュアルがあっても、それを実際に生かしていくというところで非常に、特にこの放課後児童健全育成事業の場合、多くの指導員を抱えているわけで、その人たちの訓練というのが必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。ありがとうございました。

石嶋委員長

ほかございますか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

岡田福祉部長。

岡田福祉部長

それでは、議案書の23ページから24ページ、新旧対照表の20ページから27ページをお開きください。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項などの規定に基づきまして、保育所や認定こども園などの特定教育・保育施設のほか、小規模保育事業所や事業所内保育事業所といった特定地域型保育事業、さらには、幼児教育・保育無償化の対象となる事業を実施する特定子ども・子育て支援施設を市内で運営し、施設型給付費や施設等利用費等の支給を受けるための基準を定める条例です。

当該条例を定めるに当たって、参酌すべき基準である内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が関係法律の改正に伴い、一部改正されたことを受けて、市条例について同様の改正を行うものです。

1点目は、令和5年4月のこども家庭庁新設に関連して成立した、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、市条例が引用している子ども・子育て支援法及び学校教育法が改正されたことに伴うものです。

子ども・子育て支援法では、第19条第2項が削除され、第19条が1項2と改められたため、市条例第4条などにおいて教育、保育、認定こども園の区分を定める規定として引用している子ども・子育て支援法第19条第1項を同法第19条に改正するものです。

また、学校教育法では、第25条に新たに第2項及び第3項が追加されたため、市条例第15条第3項において幼稚園教育要領の制定根拠として引用している学校教育法第25条を同法第25条第1項に改正するものです。

2点目は、民法において親近者の子に対する懲戒権の規定を削り、新たに子の人格の尊重等に関する規定が設けられたことに伴い、条例が引用している児童福祉法でも同様の改正が行われたことによりまして、市条例第26条に規定にする懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものです。

なお、同法改正は、令和5年4月1日からの施行となりますが、懲戒に関する改正については、公布の日からの施行となります。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第10号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

岡田福祉部長。

岡田福祉部長

それでは、議案書の25ページ、新旧対照表は28ページとなります。

この条例は、保育所や認定こども園などの特定教育・保育施設及び小規模保育事業所や事業所内保育事業所などの特定地域型保育事業の利用者負担額並びに公立保育所の給食費等について必要な事項を定める条例です。

令和5年4月のこども家庭庁新設に関連して成立した、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、こちらにおいて市条例が引用している、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴う条例の改正です。

子ども・子育て支援法において、第9条第2項が削られ、第9条が1項2と改められたため、市条例第5条第1項において引用している、子ども・子育て支援法第19条第1項を同法第19条に改正するものです。

改正は、4月1日からの施行となります。

以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第10号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第11号 龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

岡田福祉部長。

岡田福祉部長

それでは、議案書の26ページ、新旧対照表の29ページをご覧ください。

この条例は、市が行う子ども・子育て支援事業の全般について、推進のために必要な事項や事業実施状況を調査、審議することを定める条例です。

令和5年4月のこども家庭庁新設に関連して成立した、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、市条例が引用している子ども・子育て支援法が改正されたことに伴う条例改正です。

子ども・子育て支援法において、第72条から第76条が削除され、第77条から第87条は5条ずつ繰り上がったために、市条例第1条及び第2条において引用している、子ども・子育て支援法第77条第1項を第72条第1項に改正するものです。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第11号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

休憩いたします。

11時10分再開の予定であります。

【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第12号 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

岡田福祉部長。

岡田福祉部長

それでは、議案書27ページ、新旧対照表の30ページをお開きください。

障がい者自立支援協議会の組織及び庶務の規定についての改正でございます。

市長が委嘱する協議会委員の対象者として、地域ケアシステム推進事業の受託者から推薦を受けた者としておりましたが、令和5年度以降、この事業の委託は行わないことから、社会福祉事業に従事する者に改正をするものです。

併せて令和5年度の機構改革に伴い、自立支援協議会の庶務担当課を福祉部社会福祉課から福祉部障がい福祉課に改正をするものです。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第12号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第13号 龍ヶ崎市まいん「健幸」サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

坪井健康づくり推進部長。

坪井健康づくり推進部長

議案書の28ページ、新旧対照表の31ページをお開きください。

まいん「健幸」サポートセンターの「健幸」、幸せを用いた「健幸」の表記を通常使う「健康」の表記に改正し、また、健幸マイレージ事業の「健幸」につきましても、同様に改正するものでございます。

本市の最上位計画であります龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030におきましても、幸せを用いた「健幸」という表記がなくなることや機構改革により、市の組織名にも幸せを用いた「健幸」という表記がなくなること。また、利用者からも、これまでに窓口等々で誤字ではないのかとかわめられた、こういったご指摘をいただく機会もありました。こういったことから、まいんとマイレージ事業で使用しています「健幸」の表記を、通常の「健康」の表記へと変更するものでございます。

なお、健幸マイレージにつきましても、この事業実施につきましても要綱で定めております。そのため、必要な改正手続は別途してまいります。

また、令和5年度の予算書におきましても、この二つの事業につきましても、通常の「健康」の表記を用いた事業名としているところでございます。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第14号 龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

坪井健康づくり推進部長。

坪井健康づくり推進部長

議案書の29ページ、新旧対照表の32ページをお開きください。

今回の改正は、出産育児一時金の引上げでございます。国の法改正を受けまして、条例を改正するものでございます。

具体的には、令和5年4月1日から出産育児一時金につきまして、条例第7条第1項で規定しています40万8,000円、これを48万8,000円とするものでございます。

なお、改正部分ではございませんが、同項のただし書きの規定でございますが、これは産科医療補償制度に加入している産科等での出生のときは、当該制度の掛金であります1児当たり1万2,000円が加わるものでありまして、現状ではほぼ全ての出産がこれに該当しておりますので、ほとんどの事例では支給額が50万円になるものでございます。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第14号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第20号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）の所管事項について、執行部から説明願います。

中村教育部長。

中村教育部長

議案書別冊1になります。

議案第20号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,482万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ303億9,307万1,000円とするものです。

こちらの補正予算のうち、文教福祉委員会の所管事項についてご説明をさせていただきます。

まずはじめに、5ページをご覧ください。

第2表、継続費補正です。

一番下の枠で新学校給食教育センター建設事業です。これは、現在建設中の新学校給食センター建設に当たり、国の補正予算を活用し、補助対象事業を令和5年度に前倒しするため、年割額を変更しようとするものです。総額の変更はございません。

岡田福祉部長

続きまして、第3表、繰越明許費補正の追加でございます。

二つ目の箱ですね。3の民生費、2の児童福祉費です。駅前こどもステーション管理運営費、その下の保育対策総合支援事業、その下の公立保育所管理運営費です。いずれも国の令和4年度第2次補正予算を活用して行う事業でありまして、国の予算が令和5年度に繰り越され、実施する時期は令和5年度となることから翌年度へ繰越しをしようとするものです。事業の内容につきましては、歳出予算のほうでご説明いたします。

坪井健康づくり推進部長

その下になります。妊産婦健康診査等事業です。今年度で終了予定でありました不妊治療費助成に関する手続、支払事務につきまして、国は令和5年9月まで延長することとしたことに伴う繰越措置でございます。

中村教育部長

一番下の大きな枠、10番の教育費です。まずはじめに、小学校費、小学校管理費になります。これは西小と城ノ内小で運行しているスクールバス計4台に児童の置き去り防止を支援する安全装置の設置に80万円を見込んでいるものです。併せまして、国の補正予算を活用した学校教育活動継続支援、いわゆる学校におけるコロナ対策として585万円の2分の1の補助を見込んでおりますが、年度内の事業完了が見込めないことから、令和5年度に繰り越そうとするものです。

その下、小学校施設整備事業です。これは防火設備改修工事におきまして、半導体不足の影響で材料の調達に不測の日数を要するため、繰越しをさせていただこうとするものです。

続きまして、その下で中学校管理費です。これは小学校と同様で国の補正予算を活用した学校教育活動継続支援として337万5,000円の2分の1の補助を見込んでおりますが、年度内の事業完了が見込めないことから令和5年度に繰越しをさせていただこうとするものです。

次に、その下になります。中学校施設整備事業です。こちらは防火設備改修工事において半導体不足の影響で材料の調達に不測の日数を要するため、繰越しをさせていただこうとするものです。

坪井健康づくり推進部長

その下になります。総合運動公園等管理運営費です。高砂運動公園ダッグアウト新設工事に係る建築確認申請において、登記面積と現況面積に相違が生じており、敷地面積を確定するための測量が必要になるなど、不測の日数が生じたため、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しをするものでございます。

次のページをお願いいたします。

中村教育部長

第4表、債務負担行為の補正です。

学校給食アレルギー対応食配送業務委託契約で、令和4年度から令和10年度までの契約とし、110万1,000円の限度額を追加で設定するものです。これは新学校給食センターの稼働に伴い、アレルギー対応食も提供することとなるため、現在製作している新センター用の配送車にアレルギー対応食用台車も積み込みで固定できるよう、配送車を改造しようとするものです。

続きまして、第5表、地方債補正です。

歴史民俗資料館施設整備事業で事業債1,270万円を限度として、追加で設定しようとするものです。

次に、下の枠で教育センター施設整備事業で、事業債700万円の限度額を廃止しようとするものです。

次に、7ページです。

下から3番目の枠で中学校施設整備事業で、事業債140万円を減額し、限度額として1,230万円に変更しようとするものです。

次に、その下で新学校給食センター建設事業で、事業債1億6,330万円を増額し、限度額を4億5,760万円に変更しようとするものです。

これら地方債補正に関しましては、歳入で改めてご説明をさせていただきます。

続きまして、11ページをお開きください。

坪井健康づくり推進部長

ここから歳入になります。

上から3番目になります。0002国民健康保険基盤安定等でございます。本年度の国民健康保険基盤安定制度の保険者支援分と未就学児均等割保険税軽減分の額が実績報告により、ほぼ固まったことによる現予算との差額調整でございます。

その下、0002新型コロナウイルスワクチン接種対策費です。接種体制確保に対する国の10分の10の負担でございます。歳出の減額に伴うものです。

その下になります。0003新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費です。歳出の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業に対する国の10分の10の負担でございます。

詳細は歳出で説明いたします。

岡田福祉部長

三つ飛んで、0004地域介護福祉空間整備等施設整備交付金です。介護施設の防災改修等の支援をするための補助金ですが、施設より申請取下げの申出があったことにより減額をするものです。

一つ飛んで、0005保育対策総合支援事業費です。繰越明許費でご説明した国の補正予算に伴う事業で、保育士の負担軽減のための保育システム等の導入や送迎バスの安全装置の設置、新型コロナウイルス感染症対策経費の国負担分です。

一つ飛んで、出産・子育て応援交付金給付事務費です。12月補正予算で事業実施に伴うシステム改修費を計上いたしましたが、国庫補助の上限額が示されたことによりまして減額をするものです。

坪井健康づくり推進部長

その下、0001新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る医師等派遣以外に対する10分の10の国の補助でございます。歳出の減額に伴うものでございます。

中村教育部長

下から4段目の枠になります。0003子どもの安心・安全対策支援事業です。こちらは西小と城ノ内小で運行しているスクールバス計4台に、児童の置き去り防止を支援する安全装置に対する国の補助が2分の1で、1台あたり10万円を限度としていることから、合計40万円を見込んでいるものです。

続きまして、0004学校保健特別対策事業費です。これは国の学校教育活動継続支援、いわゆる学校におけるコロナ対策として学校規模に応じて交付する補助金で、補助率2分の1の292万5,000円を見込んでいるところです。

続きまして、その下、中学校費補助金、0004学校保健特別対策事業費です。これは小学校と同様、国の学校教育活動継続支援で学校規模に応じて交付する補助金で、補助率2分の1の168万7,000円を見込んでいるところです。

続きまして、その下です。0001学校施設環境改善交付金です。これは新学校給食センター建設事業に係る交付金で、国の補正予算に伴いまして令和5年度分を前倒しするものです。補助率は対象額の3分の1です。

続きまして、13ページをご覧ください。

坪井健康づくり推進部長

上から4段目になります。0001国民健康保険基盤安定等でございます。本年度の国民健康保険基盤安定制度の保険者支援分と未就学児均等割保険税軽減分の額が実績報告により、ほぼ固まったことによる現予算との差額調整でございます。

岡田福祉部長

その下になります。保育対策総合支援事業費です。国庫補助金と同様に、国の補正予算に伴う事業で、保育士の負担軽減のための保育システムなどの導入や送迎バスへの安全装置の設置、新型コロナウイルス感染症対策経費の県の負担分となります。

その下です。0010多子世帯保育料軽減事業費です。3歳未満の第2子及び第3子に係る保育料助成金の増加に伴い、県負担分を増額するものです。

中村教育部長

一番下の大きな枠の中で、空欄も含めまして下から6段目の枠となります。0001教育センター施設整備事業債です。これは教育センターの空調機更新工事及び消火補給水槽更新工事の完了に伴い700万円を減額するものです。

次に、その下、0001中学校施設整備事業債です。これは中学校床張り替え工事に係る工事費確定による起債計画の変更に伴い140万円を減額しようとするものです。

次に、その下です。0002歴史民俗資料館施設整備事業債です。これは歴史民俗資料館トイレ改修工事につきまして、事業債1,270万円を限度額として追加で見込んだものです。

次に、その下です。0002新学校給食センター整備事業債です。これは国の補正予算に伴う令和5年度前倒し分に係る国からの交付金以外の市負担分として1億6,330万円を充当するものです。

続きまして、17ページをご覧ください。

坪井健康づくり推進部長

ここから歳出になります。

なお、職員給与費等につきましては、説明は割愛をさせていただきます。

上から3番目になります。01030300国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。特別会計の収支差引きによる財源調整でございます。

岡田福祉部長

その下になります。01032050障がい福祉施設等原油価格・物価高騰対策事業です。対象事業所への補助金の支出を完了したため、不用額を減額するものです。

その下、01032300介護保険事業特別会計繰出金です。市負担分12.5%の介護保険給付費分等を繰り出すものです。

坪井健康づくり推進部長

その下になります。01032400後期高齢者医療事業特別会計繰出金及びその下、01032500介護サービス事業特別会計繰出金につきましては、いずれも特別会計の収支差引きによる財源調整でございます。

岡田福祉部長

その下になります。01033050地域介護・福祉空間整備等施設整備事業です。介護施設の防災改修等の支援をするための補助金交付事業ですが、市内グループホームふれあいの非常用自家発電設備設置工事、こちらが申請取下げとなったことによる減額です。

坪井健康づくり推進部長

その下になります。01033100医療福祉事業（県補助分）及びその下、01033200医療福祉事業（単独分）でございます。県補助分につきましては、県補助事業のマル福の扶助費、単独分につきましては、市単独事業のマル福の役務費と扶助費が不足見込みとなったため、増額をするものでございます。

岡田福祉部長

その下の枠になります。01034100障がい児支援サービス事業特別会計繰出金です。こども発達センターつばみ園の事業収入等が減額となる見込みのため、その不足分を一般会計から繰り出すものです。

その下、01034200さんさん館管理運営費です。事業費はガス料金及び上下水道料金の決算見込みにより、委託料はファミリーサポートセンターの利用者増に伴い、それぞれ増額をするものです。

その下、01034300駅前こどもステーション管理運営費です。備品購入費は、送迎サービスで運行しているバス2台に対して児童の置き去り防止を支援するための安全装置を設置するものです。事業実施は令和5年度となるため、繰越明許費を設定しております。

中村教育部長

その下の枠になります。コードナンバー01034400放課後児童健全育成事業です。これは既に新聞等でも報道されておりますとおり、学童保育ルームに関連する子ども・子育て支援交付金の令和2年度分につきまして、利用児童の少ない土曜日の開所要件につきまして、誤認による数え間違いから過大に交付金を受給したことに伴い、過大受給分を返還するものです。国・県とも2分の1ずつの返還となります。

経緯といたしまして、令和2年度から3年度にかけて国の会計検査院が他自治体の実地検査で誤りを指摘し、茨城県が同様の事例の有無について調査を行い気づいたものです。

今後、補助申請等を行う際は、申請要件や実施要綱等をよく確認することで再発防止に努めてまいりたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

岡田福祉部長

その下になります。01034700子どものための教育・保育給付費です。

次のページをご確認ください。

この負担金は、国の公定価格に基づいて市から施設に対して運営費を支給するものですが、認定区分ごとに実績見込みに応じて増額及び減額するものです。全体といたしましては、予算現額と同額となっております。

その下、01034820子ども・子育て支援事業（単独分）です。私立保育所等障がい児保育対策事業は、特別な支援が必要な子どもが在籍している民間保育施設に対して、人件費の一部を補助するものです。私立保育所等保育士等増員配置事業は、国の配置基準を超えて保育士等を配置している施設に対して、人件費の一部を補助するものです。決算見込みにより減額及び増額をするものです。

その下です。01034850保育対策総合支援事業です。業務効率化推進事業は、保育士の負担軽減を目的に保育システムや翻訳機の導入に要する経費の一部を補助するものです。保育環境改善事業は、民間保育施設が運行する送迎バスでの子どもの置き去り防止を支援する安全装置の設置に要する経費、新型コロナウイルス感染症対策として施設改修や物品購

入等に要する経費の一部を補助するものです。いずれも国の補正予算を活用する事業です。実施時期が令和5年度となるため、繰越明許費を設定しています。

その下です。01035580子育て世帯新生活応援給付金給付事業です。令和5年4月に新入学等を迎える6歳、12歳、15歳、18歳の児童に対し、1人当たり5万円、それ以外の年齢の児童に対し、1人当たり2万円を給付する事業です。決算見込みにより不用額を減額するものです。

その下、01035585保育施設原油価格・物価高騰対策事業です。新型コロナウイルス感染症が長引き、さらには給食食材の物価高騰に直面する中、給食費を据え置いた上で、これまで同様の給食の質と量を確保できるよう、幼児教育・保育施設に対して補助金を交付する事業です。事業の確定に伴いまして減額をするものです。

その下、01035900公立保育所管理運営費です。新型コロナウイルス感染症対策のための物品等の購入費です。国の補正予算を活用して令和5年度予算と一体的に実施することから、繰越明許費を設定しています。

その下、01036000多子世帯保育料軽減事業です。県の補助事業で、国の基準を超えて第2子で3歳未満児の保育料を半額に、第3子で3歳未満児の保育料を無償とするものです。助成対象児童の増加に伴い増額をするものです。

坪井健康づくり推進部長

その下です。衛生費になります。事業番号が01040500がん検診事業です。結核検診の受診者の増加に伴い不足が生じるため、増額をするものでございます。

その下、01041000妊産婦健康診査等事業です。令和3年度事業の実績報告に修正が生じたため、過大受入れ分の返還額を増額するものでございます。

その下、01041600小児予防接種事業です。各種ワクチン接種者数の減少に伴い、医療材料費購入費用と委託料を減額するものでございます。

その下、01041700成人予防接種事業でございます。高齢者インフルエンザと成人用肺炎球菌予防接種の接種者数の増加に伴い、委託料を増額するものでございます。

その下、01041810新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費の委託料、食料品配送が所管となります。事業終了に伴う精算による減額でございます。

次のページをお願いいたします

01041820新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。執行状況及び今後の見通しから不用額を減額するものでございます。

その下、01041830新型コロナウイルス感染症検査費助成事業です。PCR検査などの助成に関する費用です。執行状況や制度利用者が減少傾向であることを踏まえまして、減額をするものでございます。

その下、01041840新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業です。予防接種では一時的に起きます副反応以外に、極めてまれではあるものの健康被害が生じる可能性があることから、予防接種法におきまして、予防接種健康被害救済制度が規定をされております。この救済制度につきましては、予防接種におきまして健康被害が生じて、医療機関での治療が必要になった場合や障がいが残るなどとなった場合に、予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定した場合は、医療費や障がい年金の給付を受けることができるものでございます。

今回のケースにつきましては、令和3年10月の新型コロナウイルスワクチン接種時に起きました急性アレルギー反応につきまして、ワクチン接種が原因であると認定を受けたことに伴うものでございます。

補償金の内訳でございますが、医療費が5万3,420円と医療手当が3万5,000円、この合計8万8,420円となります。令和4年4月に市へ救済制度による申請がございまして、6月に県を経由し、国へ進達しました。令和4年11月14日付で認定がされたものでございます。

27ページをお願いいたします。

岡田福祉部長

一番上の大きな枠の中で2段目です。01101400障がい児教育支援費で、特別支援教育支援です。これは対象児童の自立支援や児童が学校を休んだりしたため、当初の想定よりも配置する支援員数や支援時間に満たなかったことから、不用額を減額しようとするものです。

中村教育部長

次に、その下です。01102200教育センター管理費で、工事請負費です。これは今年度施工分の空調機更新工事及び消火補給水槽更新工事の完了に伴い、不用額を減額しようとするものです。

その下の枠です。01102700小学校管理費で備品購入費です。これは、これまで何度か発生しております送迎バス等における園児等の置き去り事故を受け、法律が改正され、4月から安全装置の設置について全国の幼稚園、保育所などの送迎バスに義務づけられたものです。ただし、小学生以上が使用するスクールバスについては、必置ではありませんが、補助対象となることや置き去り防止の観点から西小と城ノ内小で運行しているスクールバス計4台に安全装置を設置しようとするものです。

次に、負担金、補助及び交付金で、学校教育活動体制整備事業です。これは国の補正予算を活用した学校教育活動継続支援、いわゆる学校におけるコロナ対策として、学校規模に応じて90万円が1校、67万5,000円が2校、45万円が8校に交付され、コロナ対策に校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができ、主に消毒液やクロス等の保健衛生用品の購入、換気を徹底するためのサーキュレーター、CO₂モニターなどの購入に活用することができます。

次に、下の枠となります。01103500中学校管理費で、負担金、補助及び交付金で学校教育活動体制整備事業です。これは小学校と同様に、学校規模に応じまして90万円が1校、67万5,000円が3校で、45万円が1校に交付され、各校長の判断で活用されるものです。

次に、その下となります。01104000中学校施設整備事業、工事請負費で中根台中学校床張替工事です。これは床張替工事に係る契約差金を減額しようとするものです。

岡田福祉部長

その下になります。01104200幼稚園振興助成事業です。特別な支援が必要な子どもが在籍している幼稚園に対しまして補助金を交付するものです。助成対象児童の増加に伴い増額するものです。

29ページをお開きください。

坪井健康づくり推進部長

上から2段目になります。01106100龍ヶ崎たつのこハーフマラソン大会開催費です。令和5年度ハーフマラソン大会の開催見送りに伴う減額でございます。

その下、01106400総合運動公園等管理運営費です。コロナ禍での利用者減少や光熱費の高騰で厳しい環境の中、総合運動公園等の管理運営におきますサービスの質を確保するとともに、事業継続を支援するためのものがございます。指定管理料を算定に用いています施設管理維持費の計画額、これが1億1,958万2,000円でございます。それと実績見込み額1億3,048万9,000円の差額が1,090万7,000円となっておりますので、その2分の1相当を補助しようとするものがございます。

中村教育部長

その下です。01106900新学校給食センター建設事業です。これは国の補正予算に伴い、令和5年度分を前倒して実施するものです。備品購入費につきましては、給食用調理機器等を調達するものです。

以上が議案第20号のうち文教福祉委員会の所管事項の説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

3点だけお聞きしたいと思います。

まず、17ページのコードナンバー01032050障がい福祉施設等原油価格・物価高騰対策事業ですけれども、予算の説明のときには、定額で1施設ずつ幾らということで予算を組まれたと思うんですけれども、実績として、実施した施設区分というか、いろいろな施設があるんで、大区分で結構なんですけれども、区分ごとの施設数と支払われた金額について、まずお聞きします。

石嶋委員長

藤ヶ崎社会福祉課長。

藤ヶ崎社会福祉課長

障がい福祉施設等原油価格・物価高騰対策事業についてお答えいたします。

ご質問のありました支援金を交付した施設区分ごとの施設数と金額です。

施設区分につきましては、大きく訪問系、通所系、入所系の3つの区分に分けて申し上げます。

まず、訪問系では15施設からの申請に対しまして75万円、次に、通所系では28施設からの申請に対して420万円、最後に入所系では11施設からの申請に対して285万円、これらを合計いたしますと、54施設からの申請に対しまして780万円の支援金を交付しております。

以上でございます。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

予算との減額となったところでは、龍ヶ崎にある施設が54施設ということでしたけれども、それに対しては支給されて、この予算との減額というのはどういうところで起きたのかだけお聞きします。

石嶋委員長

藤ヶ崎社会福祉課長。

藤ヶ崎社会福祉課長

続きまして、不用額が生じた理由についてでございます。

支援金の根拠であります物価高騰対策継続支援金交付要綱では、事業所番号ごとに支援金を交付する仕組みとしております。一方、障がい福祉サービス事業者は、例えば、一つの建物で居宅介護や重度訪問介護、あるいは同行援護、こういった複数のサービスを管理

者が兼任をする形で多機能型事業者として県に申請している例が少なくございません。当該事業の所要額を積算した段階では、全ての事業所が単一の事業所として事業所番号を振られている前提で積算しておりましたことから、こちらの差分として不用額が生じました。当該利用につきましては、最終的に、先ほど金剛寺委員からもありましたけれども、支援金の交付対象としておりました市内の全ての事業所から申請及び支払い書類は完了して、事業費が確定しましたことから、こちらの不用額を減額しようとするものでございます。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
分かりました。

次のところを聞きます。同じく17ページの01034400の放課後児童健全育成事業の償還金のところですか。

これは2月6日に既にプレスリリースされていまして、市のホームページにも、その中身が載っていて、しかも、各紙新聞でも出されたところで、こんなのがあったというのを初めて知ったところですけども、このプレスリリースの内容と先ほど部長のほうからも説明があったところですけども、この申請の仕方で見ると、いわゆる土曜日の数え方の問題で、例えば、2クラスある学校が土曜日だけは1クラスしか開いてなかったと。これを開いたようにして申請を出したというようなことになるのか、また、この申請の仕方は年間の年数によって申請の仕方が異なってくるみたいなの、なかなか難しいところがあるんですけども、申請方法というのは変わっていないのか、年度によって、この問題となった年度で変わられたのか、その辺のところと、この償還額というのは令和2年度のものに関するということですけども、これは令和2年度の年間に対する償還金となるのか、その点お聞きします。

石嶋委員長
国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長
お答えします。

まず、申請の仕方という内容等につきましては、以前から変わってはおりません。今回、会計検査院に指摘をされ、当市の状況を確認しまして分かったんですけども、いわゆる複数のクラスで学童保育ルームはやっているんですが、利用者の少ない土曜日につきましては、一つのクラスにまとめて保育を行っています。その場合、一つのクラスしか開いていないので、開所数としては一つなわけでございます。ただし、誤認したのは、ほかのクラスも一つ開けていれば開けていることにしてもいいですよという解釈をしていたわけなんです。年間のその開所数に言い換えますと、いわゆる年間保育ルームは休みが年末年始と日曜日と祝日になっています。ほか全部開けた場合、年間294日が開所日数になるんですが、この土曜日を開所するかしないかで大分変わってきまして、年間250日以上を開所した場合は、294日もそうなんですが、その分の補助単価の金額が上がります。250日を下回った場合は、補助の金額が下がりますので、今回その令和2年度につきましては新型コロナウイルスのあれもありまして、大分1か所で保育ルームを開所していたということで、ほかのクラスは250日に満たないものがあったということになりまして、それを再確定しましたら金額としまして495万4,000円、それぞれ国と県のほうに返還するという流れになりました。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
分かりました。

支援の単価が250日という決まりがあって、250日以上か以下によって単価金額が異なるということですね。それで、土曜日、開けていない教室があると250日以下になってしまうために支払い単価が少なくなって、これを250日以上で申請をしていたから、その分の単価の違いが生じるというような理解でよろしいですか。

石嶋委員長
国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長
はい、そのとおりでございます。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
分かりました。

これは、そういうことで仕方がないところですが、次に行きます。

19ページの01041600小児予防接種事業で2,500万円の減額補正となっているんですけども、この中身についてお聞きしたいと思います。まず、需用費で2,000万円の減額となっているんですけども、この内容について教えてください。

石嶋委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

需用費の減額について詳細を申し上げます。

延べ件数で申し上げますと、こちら医薬材料費に関する減額でございます。小児用肺炎球菌が227人分、4種混合ワクチンが330人分、子宮頸がんワクチンが1,150人分の減額となっております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

続いて、下の委託料のところのA類予防接種に関連するのかもしれませんが、この500万円の減額についてもお聞きします。

石嶋委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

委託料の減額につきましても延べ件数で申し上げます。

小児用肺炎球菌が医薬材料費と同じく227人分、4種混合ワクチンも医薬材料費と同じく330人分、子宮頸がんワクチンにおきましては、年度末の駆け込み接種を想定し600人分の減額としております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
分かりました。
以上でいいです。ありがとうございます。

石嶋委員長
ほかありませんか。
山村委員。

山村委員
21ページ、中ほどの01041840の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業についてなんですけれども、補正で上がってきたということは、もちろん予算には上げてなかったものだと思うんですけども、これまでの健康被害に関して申請はどのくらいあったんでしょうか。

石嶋委員長
飯田新型コロナワクチン対策課長。

飯田新型コロナワクチン対策課長
お答えいたします。
本市では、新型コロナワクチン接種後の健康被害に関する救済制度の申請を受けた件数でございますけれども、現在のところ8件申請が来ておりまして、うち7件が県を通じて国のほうに進達しております。そのうち、1件は3月2日に受付をしたばかりというような状況でございます。
以上でございます。

石嶋委員長
山村委員。

山村委員
ありがとうございます。
これからほかの7件の結果が出てくるということですね。
分かりました。以上です。

石嶋委員長
ほかございますか。

[発言する者なし]

石嶋委員長
別がないようですので、採決いたします。

議案第20号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

休憩いたします。

午後1時再開といたします。

【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第21号 令和4年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から説明願います。

坪井健康づくり推進部長。

坪井健康づくり推進部長

別冊1の43ページをお開きください。

歳入歳出の総額は変わりませんが、歳入歳出予算の「款」、「項」の区分及び区分ごとの金額を補正するものでございます。

47ページをお願いいたします。

歳入です。

款7繰入金、目1一般会計繰入金でございます。四つ目でございますが、国民健康保険基盤安定繰入金の実績報告や財政安定化支援事業繰入金の歳出額確定等に伴います補正でございます。

続きまして、目1の基金繰入金でございます。ただいまご説明いたしました一般会計繰入金につきまして、補正前より総額が減額となるため、その不足分を国民健康保険支払準備基金から取り崩して補填するための補正でございます。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔発言する者なし〕

石嶋委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第21号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第22号 令和4年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から説明願います。

岡田福祉部長。

岡田福祉部長

それでは、説明いたします。

別冊1の49ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,916万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億9,289万7,000円とする補正予算です。

53ページをお開きください。

歳入です。

歳入につきましては、関連がありますので、まず、福祉部の所管分をまとめて説明した後、健康づくり推進部の所管分を説明したいと思います。

款3の国庫支出金です。一番上になります。0001介護給付費現年度分です。歳出の介護給付費に対する国20.0%の負担割合分となっております。

一つ飛びまして、款4の支払基金交付金、0001介護給付費現年度分です。歳出の介護給付費に対する支払基金27.0%の負担割合分です。

その下です。款5の県支出金、0001介護給付費現年度分です。歳出の介護給付費に対する県12.5%の負担割合分です。

一つ飛びまして、款7繰入金、0001介護給付費繰入金です。歳出の介護給付費に対する市12.5%の負担割合分の繰入金です。

一つ飛びまして、0001介護保険支払準備基金繰入金です。歳出の介護給付費等に対する第1号被保険者保険料等の負担割合分28%の不足分を補うためのものです。介護保険支払準備基金から繰り入れるものです。

坪井健康づくり推進部長

続きまして、健康づくり推進部の所管事項でございます。

上から二つ目の国庫支出金の0001地域資源介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分、それと二つ飛びまして、県支出金の0001地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分、そして、一つ飛びまして、繰入金の0001地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金、この三つは、いずれも歳出事業費の変動に伴います介護保険制度の規定による国や県、市の負担額の調整によるものでございます。

岡田福祉部長

次のページをお開きください。55ページになります。

歳出になります。

款2の保険給付費、一番上です。05020100居宅介護サービス給付費です。訪問介護、訪問看護、訪問リハビリなどの訪問系サービス、デイサービス、デイケアなどの通所系サービス、短期入所サービスなどに係る要介護1から5の利用者への給付費です。不足見込み分を増額するものです。

その下です。05020200地域密着型介護サービス給付費です。グループホームなどの認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護等に係る要介護1から5の利用者への給付費です。不足見込み額を増額するものです。

その下、05020600居宅介護サービス計画給付費です。要介護1から5の利用者のケアプラン作成に係る給付費です。こちらも不足見込み分を増額するものです。

坪井健康づくり推進部長

その下になります。05030810会計年度任用職員給与費（介護包括支援）でございます。

ケアプランの作成実績に基づきまして人件費を介護保険事業特別会計から介護サービス事業特別会計に移すものでございます。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

石嶋委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第22号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第23号 令和4年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から説明願います。

岡田福祉部長。

岡田福祉部長

それでは、59ページをお開きください。

歳入の組替えのみとなりますので、予算額の増減はありません。

63ページをお願いいたします。

歳入です。

款1 サービス事業収入、障がい児通所支援事業収入、その下、障がい児通所支援事業自己負担金（現年度分）です。新型コロナウイルス感染症の影響により、つぼみ園の利用実績が減少したことに伴う減額です。

その下、款3の繰入金、障がい児通所支援事業費等繰入金です。事業収入等の減少に伴い、その不足分を一般会計から繰り入れるものです。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔発言する者なし〕

石嶋委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第23号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第24号 令和4年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から説明願います。

坪井健康づくり推進部長。

坪井健康づくり推進部長

65ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,453万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億734万2,000円とするものでございます。

69ページをお開きください。

歳入でございます。

款1の後期高齢者医療保険料でございます。被保険者数の増加を背景に、後期高齢者医療保険料の収入増加が見込まれることによる増額補正でございます。目1特別徴収保険料と目2普通徴収保険料の両方で増額補正をしております。

続きまして、款3繰入金、目1一般会計繰入金は、歳入歳出差引きによる不足分の増額補正でございます。

次に、歳出でございます。

07010400後期高齢者医療保険料徴収事務費でございます。金融機関窓口での保険料納付に係る収納手数料が不足見込みとなったことによる増額でございます。

その下、07020100後期高齢者医療広域連合納付金です。保険料納付金の増額補正です。市に納付されました保険料は市から茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する流れとなります。そのため先ほど歳入で増額補正しました保険料と同額を補正をしております。

その下、07030200人間ドック助成費です。執行状況から不足が見込まれるための増額でございます。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第24号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第25号 令和4年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

坪井健康づくり推進部長。

坪井健康づくり推進部長

71ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,350万7,000円とするものでございます。

75ページをお願いいたします。

歳入です。

款1 サービス収入の目1 介護予防サービス計画費収入は実績見込みによる減額でございます。

款2 繰入金の目1 一般会計繰入金は歳入歳出差引きによる不足分の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

08020050会計年度任用職員給与費（介護予防サービス）でございます。ケアプランの作成実績に基づき人件費を介護保険事業特別会計から介護サービス事業特別会計に移そうとするものでございます。

次に、08020100居宅介護予防支援サービス費です。ケアプランを直営で作成する件数が増えていることから、委託予算を減額するものでございます。

説明は以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔発言する者なし〕

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第25号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

これより予算議案についての審査を行います。

はじめに、議案第27号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算の所管事項について、執行部から説明願います。

岡田福祉部長。

岡田福祉部長

文教福祉委員会の所管事項に入る前に、令和5年度の一般会計予算について、主な特徴を申し上げます。

一般会計の予算規模は277億7,000万円で、前年度と比較しますと20億1,000万円、7.8%の増となり、予算規模としましては過去最大となっております。

歳入は、基幹収入である市税について、コロナ禍からの社会経済活動の再開を背景といたしまして、緩やかに経済が持ち直す見通しから増収を見込みました。各種交付金等につきましても、譲与税はやや減収を見込みましたが、地方消費税交付金の増収などにより、総額では増収を見込んでおります。

一方、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は、国の地方財政計画において地方税収の増加見込みに伴い、総額が減額されていることから減収を見込んでいます。

歳出は、期末手当支給月数の増に伴う人件費の増加や障がい者関連給付費の伸びによる扶助費の増により、義務的経費が増加しております。また、高齢化の進展も反映し、介護保険事業、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金は依然として増加基調であり、普通建設事業については新保健福祉施設及び新長戸コミュニティセンターの建設工事に着手するため大幅に増加しています。

そのほか、新型コロナウイルス感染症について、来年度は国の負担によりワクチン接種が継続されるとの報道もありますので、関連予算の年間を通じて実施可能な予算措置としております。さらに、国際的な原油価格の上昇や円安の影響等によるエネルギーコストなどの高騰による影響は大きく、公共施設に係る光熱費をはじめとして物件費の上昇が顕著となっており、同様の要因で龍ヶ崎地方塵芥処理組合への負担金も増加しております。

このようなことから、前年度当初予算と比べ財源不足が拡大しています。この対応として、財政調整基金5億9,000万円の繰入金を計上いたしました。前年度当初予算の4億1,000万円と比較しますと1億8,000万円、43.9%の増となっており、慎重な財政運営が必須となっている状況でございます。

概略の説明は以上です。

石嶋委員長

これより質疑に入ります。

はじめに、通常どおり文教福祉委員会所属委員から口頭により質疑を行いますので、執行部から答弁をお願いいたします。その後に、文教福祉委員会所属以外の議員から書面質疑通告書が提出されておりますので、一覧表に基づき通告した議員を私が指名いたしますので、執行部から答弁をお願いいたします。

なお、令和5年度より予算書の様式が変更されていることから、質疑の際には該当する予算書のページ、もしくは予算要求状況表のページを発言してから質疑を願います。

それでは、質疑などありませんか。

大野委員。

大野委員

何点かお聞きしたいと思います。

アクションプランのほうの8ページと予算書の83ページに、がん予防・検診受診促進事業とあります。この検診予約コールセンターについてお聞きしたいと思います。

アクションプランのほうに目的として、利便性向上、受付体制充実と書いてあるので目的等は分かるのですが、詳細といいますか、時間帯等の詳細をお聞きしたいと思います。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

アクションプランの8ページをお開きいただいているかと思うので、そちらをメインにご説明をしていきます。

検診予約体制整備が拡充内容となっておりますので、コールセンターにつきましては、6月上旬、10月上旬、1月中旬と勧奨通知を出したタイミングでコールセンターを立ち上げてまいります。こちら単価掛ける532件ということで、見込みは532件としておりまして、時間帯は市役所の開庁時間を想定し、月曜日から金曜日ということで、LINE予約と併せて実施し、申込者の増加を目指す予定です。

以上です。

石嶋委員長

大野委員。

大野委員

分かりました。

532件の見込みということで、いろいろきめ細やかに予約できるようにして下さって、ご努力ありがとうございます。

次ですけれども、歳出予算要求状況表の18ページ、新生児聴覚検査費が6万6,000円の予算額になっております。助成が開始されたのが令和4年度、4月1日からだと思うんですけれども、実績等、何人ぐらいこの助成を受けられたのか。あと、最初実費で受けた方の払い戻しが行われたと思うんですが、もしありましたら、件数など教えていただきたいと思えます。

石嶋委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

はじめに、令和4年度の新生児聴覚検査の受診者についてなんですけど、こちら国保連合会を経由しているため、令和4年10月末現在の受診者数になりますが205件となります。

償還払いにつきましては、現在22件発生しております。

令和4年度におきまして、新生児聴覚を受診しなかったという事例については聞いておりません。年度途中の数字で申し訳ありませんが、ほぼ100%の方々が受診していると思われます。

以上です。

石嶋委員長
大野委員。

大野委員

ありがとうございます。

償還されたのは22件ですね。分かりました。ありがとうございます。1件も受けなかった新生児がいなかったということで、よかったですと思います。ありがとうございます。

続きまして、教育費の歳出予算要求状況表の82ページ、成人式代替事業としてゼロになっております。これは対象者の方に市制70周年記念行事の中で参加していただくということで通知が対象者の方に行っていると思うんですが、この内容といいますか、どの部分に参加していただくことになっているのか、もしくは決まっていなければ、どのような検討がされているのか、あと、どのタイミングでお知らせの通知を出すのか、その状況をお聞きしたいと思えます。

石嶋委員長
国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長

令和2年度の成人式代替事業についてでございます。

こちらにつきましては、委員おっしゃるように、昨年の2月に代替事業は70周年記念事業の一環として行うということで、対象者のほうに、はがきで周知をしております。こちら昨年の12月に当時の成人者の方と打合せを行いまして、まず、日にちを決めました。正式には決まってないんですけれども、成人者のほうとしましては令和6年の夏、お盆のときにやりたいという意向を確認しておりますので、日程につきましては、令和6年のお盆頃にやるということで進めていきたいなというふうに思っております。

今後なんですけれども、ちょうど1年前である今年の夏ぐらいにそのものをやるということをお知らせしたいと考えています。正式に決めるのは令和6年度の予算要求、いわゆる11月ぐらいには内容と日にちと全て決定した上で予算の要求をしていきたいと考

えております。令和6年の6月になりましたら、住民票の住基の確認をしまして、対象者は令和2年度のときの成人者でございますので、当然移動とかされている方もいらっしゃいます。そちらの令和2年度当時の名簿を基本にしまして、現在の住基と突合せまして、それで案内状は令和6年の6月末ぐらいには通知したいと考えております。

今、申し上げたのは、令和6年の8月、お盆の頃にやる場合の話でございます。これが、例えば、70周年記念事業の一環として行うということですので、70周年記念事業の期間というのが令和6年の1月から12月まででございます。なので、例えば、12月にやると変わった場合には、少しずれると思います。ですが、今のところ、令和6年のお盆にやる予定で進めていきたいと考えております。

以上です。

石嶋委員長
大野委員。

大野委員

分かりました。

そういう希望を聞いた上で、令和6年の夏、お盆にやりたいという今、状況の中で、そうだとすると、今年の夏にお知らせをして、そして、令和6年の6月にご案内状を出すという流れということで、時期が変われば、それによって変わるということで。

行事の内容等、何か検討している案みたいなのはありますか。

石嶋委員長
国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長

内容ですけれども、市役所のほうとしましては、文化会館の1か所で開催、式典みたいなものを開催して、アトラクションをやろうかなと思っていたんですけれども、成人者の意見を聞いた限りですと、1か所じゃなくて、これまでやってきたように各学校でやりたいというような意見も出てきています。なので、その部分はいわゆる分散方式でやるということになった場合、学校のほうにお世話になるので、そこは、いま一度検討しているところでございます。ただし、感触としましては、その式典、いわゆる令和2年度にできなかった成人式をもう一度成人式みたいな形でやるというようなことにはならないのかなという感じはします。要するに、もう年も二十歳じゃなくて24歳とかに変わっていますので、それなりの形式ばった式典ではなくなるのかなと思っております。

以上です。

石嶋委員長
大野委員。

大野委員

分かりました。

要望を聞いた中で、分散か一斉に文化会館かということで、多分その当時、振袖も注文して写真を撮ったりとか、また、同じような形で振袖を着るということはないかなと思うので、本当に代替で当事者の皆さんが喜んでいただけるような内容もちょっと工夫していただければと思います。分かりました。ありがとうございます。

最後に、もう一つなんですけど、ちょっと予算書にはないと思うので、そのまま質問させていただきますが、小学校、中学校のトイレを和式から洋式に改修している学校もあつたり、また、改修していなかったりという状況、それは計画的に市で行っているのか、それ

とも、各学校から要望があつて、和式を洋式にしてもらいたいとか、そういう状況を知りたくて、あと便座なんですけれども、ある学校で改修をするということで、冷たい便座じゃなくて電気便座というんですか。それにして、今、普通のご家庭は冷たい便座より温かい便座が当たり前になって、子どもたちもそういう生活の中で、学校でやはり女子は100%便座を使いますので、本当に精神的にというか、冷やっとした寒さ、冬の時期は特にそうなんですけれども、温かい便座が主流じゃないかなとは思いますが、いろいろ電気工事の部分で結構予算もかかってしまうというところがあるんですけれども、現状を知りたいのと、今後そういうのに対応するのかというところも知りたいのでお聞かせ願いたいと思います。

石嶋委員長

名島教育総務課長。

名島教育総務課長

お答えいたします。

暖房便座の状況と洋式トイレがどういう形で改修するかというところでお答えいたします。

これまで学校のトイレの洋式化につきましては、学校からの要望を受けまして、子どもたちに直接関わることで、私どもで優先して洋式化は実施してきたところでございますが、一斉にはなかなかできなくて、和式から洋式に個別に対応して改修してきた経緯がございます。

暖房便座につきましては、先ほど大野委員がおっしゃったように、電気工事が発生しますので、まずは洋式トイレを増やすことを優先して、暖房便座を積極的に取り付けてこなかった現状がございます。その一方で、平成19年度に校舎を建て替えた馴柴小学校、あとは平成26年度に大規模改修を行った城西中学校に関しましてはトイレの洋式化に伴い暖房便座も設置したところでございます。

トイレのリニューアルに関しましては、1フロアやると1,000万から1,600万ぐらいかかるというのが一般的な市場の価格でありまして、この金額は10年前にちょっと試算して、ほかの市町村等に対しての数字なので、今のほうが上がっているかとは思いますが、そういう状況でございます。

ただし、暖房便座設置しないかというところで、今、ある程度の学校も洋式トイレどんどん設置してきて、ある程度充実はしてきておりますので、今後、設置、また洋式化に伴い、そのときにまとめて暖房のほうもやろうかという考えも出てくるかとは思いますが、そうしたタイミングで暖房便座の設置はしていきたいと思っております。

以上です。

石嶋委員長

大野委員。

大野委員

分かりました。

トイレってすごくお金かかるので、もちろん一気にはいかないと思うんですけれども、でも、生徒、子どもたちのトイレのことに、そういう状況にあるんだなということで、やはり今後検討してってもらいたいなと思います。なので、学校生活の中でトイレに行くのがすごく嫌だなと思うのは、勉強に差し支えることになりまして、学校生活を本当に充実させていくのも、トイレの安心等も大事ななと思いますので、ご検討よろしくお願いたします。

以上です。

石嶋委員長

次の質問に入る前に、1点だけ皆様をお願いします。

予算要求状況表のページの発言の際に、何費の部分かも併せて発言いただきますようお願いいたします。

それでは、ほかに質問ございますか。

山村委員。

山村委員

何点かあるので、まず、予算書のほうで教育費のところからまとめて質問いたします。

予算書の107ページの下から4行目、A Iドリル活用推進事業に関して質問いたします。

これは新しい事業なんですけれども、A Iドリルというものはどのようなドリルを指していて、活用することの目的を教えてくださいたいと思います。

続いて、113ページの一番上、小学校I C T支援員配置事業と中学生のI C T支援員配置事業というのが115ページの真ん中より下にあるんですけれども、I C T支援員事業に関して、I C T支援員の配置というのを、し始めてから相当な年数がたっているんですけれども、当初のI C T支援員の支援内容と現在の支援内容で、どのような変化が起きたのかを教えてくださいたいです。

もう一つ、教育関係で117ページの上から二つ目の丸、青少年リーダー育成推進事業に関して、育成事業の内容と市にとって、この事業がどのようなプラス効果になることを期待しているのかを教えてくださいたいです。

石嶋委員長

山村委員、次からは一問一答でできればお願いいたします。

本橋指導課長。

本橋指導課長

A Iドリルについてお話をさせていただきたいと思います。

A Iドリルは、回答を自動で正誤判定して、即時にフィードバックできるというものになっております。間違えた問題もピックアップして解き直せるということや、つまずきについても早期発見できるということで、基礎基本の定着に大きな力を発揮できるんじゃないかなと考えております。

子どもたちの学習履歴をクラウド上で管理しますので、リアルタイムで把握が可能になります。また、クラスの平均であるとか、つまずきやすい問題であるとかというのも即時にこちらのほうで把握することができます。

今回、龍ヶ崎市で導入するこのA Iドリルは、いろいろあったんですけれども、そういう機能プラス、授業の中でも活用できるものというものを探しておりました。来年度はベネッセコーポレーションのミライシードドリルパークというものを活用する予定でおります。こちらのほうは小学校1年生から中学校3年生まで全児童・生徒を対象に、学校でも、おうちでも学習できるという内容で用意しております。委員がおっしゃる目的としては、基礎基本の定着を一番に、即時にフィードバックできるというところで検討をしたところです。

以上です。

石嶋委員長

名島教育総務課長。

名島教育総務課長

続きまして、予算書の113ページ、上段の小学校ICT支援員配置事業と115ページの中
段の箱の一番上段の中学校ICT支援員配置事業、こちら同じような内容ですので、一括
してお答えさせていただきます。

当初、こういったICT支援員が配置されていた事業というのは、学校の授業ではパソ
コン教室で行っている授業、タブレットも数台はあったんですが、今のようなGIGAス
クールとはちょっと違った形の学校のほうで教育を行っていたというところがありまして、
教え方としては、今の教え方とは全く違う形、パソコンの操作とか、そういったところの
作業とか、先生方のパソコンの操作の支援とか、そういったところが主だったと思われま
す。

GIGAスクール構想の本格運用に当たりまして、令和2年度までは月2回の訪問であ
ったものを、本格的に稼働するというので令和3年度から児童・生徒1人1台端末の使用
が始まったので、児童・生徒も教職員もクロームブックの操作に慣れてはいなかったの
で、ICT支援員の訪問の際には教諭への指導は1人1台端末でどのようなことができる
のか、基本的な操作方法またはGIGAスクール、クラウドサービスでグーグルワークス
ペースフォーエデュケーションというのがあり、これはグーグル無償の教材のツールでし
て、これを使った説明で始まりました。

その後、ある程度、操作に慣れてきたところで具体的に授業にどういうふうに展開する
のか、ICTを活用する方法として、ジャムボードとかクラスルーム、グーグルミートと
いったような操作の説明に移行してきたところですよ。その際に、グーグルミートを使っ
て9月にはリモート授業が行われたところがあります。

令和2年度におきましては、今度は児童・生徒の興味や関心をもっと高めたいというこ
とで、教育支援ソフト、オクリンクというのがあるんですが、こちらを導入し、操作方法
や実際の授業でどんな取組ができるのか、このような提案を行いながら授業のさらなるI
CTの活用に向けて支援を行っていただいております。ちょっと横文字ばかりで申し訳あ
りません。

石嶋委員長

国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長

予算書の117ページ、上から2行目で青少年リーダー育成推進事業でございます。

こちらの事業内容ですけれども、青少年リーダー育成事業につきましては、現在、子ど
も健全育成事業として龍ヶ崎市子ども会育成連合会が実施しておりますキャンプや館林市
との親善交流会、ニュースポーツ体験教室などの事業とは別に、夏休みの3日間、野沢温
泉村の自然や文化を体験、体感する放課後プレー野沢温泉村として、子ども健全育成事
業の一環で実施するものでございます。

保護者に見守られていない非日常の空間に身を置きまして、様々な体験や活動、同世代
の仲間とも交流を通じ、自分で自分を知ることでリーダー育成の第一歩を醸成いたします。

具体的には野沢温泉村ならではの環境を生かしたトレッキング、ブナの植樹、北竜湖で
のサップ体験、朱印めぐりや魚のつかみ取りの体験を行いまして、その都度、自分のその
ときの心境や行動の変化について記録と分析を行い、新たな自分を見いだすプログラムと
なっております。

子どもの頃の貴重な体験を生かしまして、リーダー性を発揮できる大人になり、いずれ
また、龍ヶ崎に帰ってきた際には、市の青少年健全育成につながるものと期待するもので
ございます。

以上です。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございました。

青少年育成事業というのは、いろいろな経験をして、考える力を養って、それから大人になって、それが活用できるような子どもたちの育成をしていくところが目的だということですね。分かりました。ありがとうございます。

I C T支援員に関しては、当初の一番最初の I C Tの支援員とは仕事の内容が全然変わってしまって、やはり状況に応じて、それに合った支援をなさっているということで理解します。同じものを行っているわけではないということですよね。

それで、もう一つ、A Iドリルに関しては、即時フィードバックができるというところで、ふと思ったんですけども、このA Iドリルの結果から次のその子に合った問題を自動的にまた出すみたいな、そういう機能もあるんですか。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

はい、ご指摘のとおりで、つまずきに応じて次の問題が用意されるという機能もございます。特に、そういう傾向を見ながら、先生が宿題として任意の問題を子どもたちに配信することもできるというものになっております。

以上です。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

民生費のほうで、1件だけ、最後の質問をいたします。

予算書の77ページで、一番上の支援対象児童等見守り強化事業というところで、これは令和4年に見守り強化事業として開始された事業だと思います。前回はこれに触れさせていただいて、こども食堂と勉強を教える場所を提供していて、さらに子どもたちが虐待に遭っている可能性があるかもしれないというところで、いろいろな組織で情報を連携しているという話を受けたんですけども、市と、これN P Oさんに出していると思うんですけども、市とN P Oの相互の流れで、どのくらいの連携情報がこれまであったのか教えていただきたいと思います。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず、市から委託事業者に対しての連携に関してになります。

まず、市で把握しています居場所づくり、こども食堂を利用していないお子さんのうち、食事の提供や見守りが必要と市で判断したケースのお子さんが年度内中3件ございました。そういったお子さんに関しまして、委託事業者に対して、こういったお子さんの情報の提供と申請の勧奨のほうをお願いして、利用が開始されたといったことがございます、これは主な例になるんですけども。

続きまして、逆に委託事業者から市に対して支援に関する相談を受けた件数になりますけれども、確認させていただいたんですけども、正確な相談件数自体はカウントのほう

はしてはおりませんが、委託事業者から市に対して数件程度、相談があったというふうに確認のほうはしております。

以上です。

石嶋委員長
山村委員。

山村委員

相談があったということは、一応そういうお子さんの情報を連携したということですよ、結局。それが何件ぐらいあったんですか。

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

委託事業者から市への相談というのをカウントしていないと先ほどご説明させていただいたんですけれども、委託事業者からの質問に関して連携を図りたいと、情報提供してくださいといった依頼がある場合、まず、お子さんの家庭の環境ですとかお子さんの状況によりまして、非常に重いケースであったり、例えば、情報の開示が非常に難しいような、委託事業者に対しても難しいケースというのが実際にある場合もございます。そういった場合は、家庭児童相談員とか家庭福祉総合相談室のほうで、中には重いケースの場合には、必要十分でない情報をお伝えするのみで終わってしまうケースもあると確認しております。

また、緊急性が低いであろうと思われるお子さんの場合につきましては、こういった関係機関へつないでください、連絡相談していただきたい旨の説明のみで終わる場合もございます。正確な数字のほうは取っておりませんので、どういった内容のものか分からないんですけれども、また、こういったケースありましたら、必要にかられてもちろん委託事業者のほうに相談に来られていると思いますので、そういったことにつきましては、丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

石嶋委員長
山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

情報提供が難しいお子さんも、重い場合には、いらっしゃるということですね。

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

やはり内容によっては、利用されているお子さんの中で、非常に家庭的にもお子さんの心身の状況的にも、全体的にそうかということではないんですけれども、実際にはいらっしゃるかと思います。

以上です。

石嶋委員長
山村委員。

山村委員

分かりました。ありがとうございます。

ちょっと想像つかないんだけど、できる限り情報提供というのが、こういうケースの虐待とか貧困とかの情報というのは重要だと思うんで、できる限り進めていっていききたいなという考えです。

以上です。

石嶋委員長

ほかございますか。

久米原委員。

久米原委員

何点か質問させていただきます。

予算書の83ページ、アクションプランの4ページの4段目、非課税世帯等妊婦初回産科受診料支援事業についてお聞きしたいんですが、非課税世帯等の方に初回の産科の費用を助成する、補助するものだと思うんですけども、私もお産をして30年近く経ったんで忘れちゃったんですけども、母子手帳をお届けしたときに非課税世帯かどうかというのはどうやって確認するのかなとか、この取組も今後こんな形でやります。あと、支援もこんな形でやりますみたいなものがありましたら教えてください。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

はじめに、非課税世帯の確認方法についてですが、こちらは健康管理システムという独自の取り入れているシステムが、こども家庭課にも今、配置されているんですが、そのシステムの中で確認をしております。

実施方法は現在検討中なんですが、妊婦の伴走型支援と一体的に進めていく予定でいるところで、妊娠の疑いの時点で子育て包括支援センターで把握をした場合には、事前に申請し、免除決定通知などを医療機関に持って行って無料で検査を受けてくる。検査によって妊婦健診が開始されてからの相談で非課税ということが分かった場合や、市外医療機関で妊娠の診断を済ませてきたケースについては、事後の償還払いという方式を現在検討しております。

以上です。

石嶋委員長

久米原委員。

久米原委員

ありがとうございます。システムがあるからきちっと分かるんですね。

私、この取組すごくいいなと思ったのは、私たちの時代って妊婦健診も2回ぐらいしかクーポンがなくて、皆さん、受診をしないんですよ、費用がかかってしまうから。まして、所得の低い方だと、初回の金額が結構いってしまうので、それを抑えてしまって受診控えになってしまうと、早産になったり、いろいろなことがあるので、本当にいい取組だなと思うんですけども、1回で来てくれればいいんですが、それを知らなくて受診がで

きない方がいたら、何かすごくかわいそうだなと思うので、やはり周知の仕方もすごく難しいとは思いますが、龍ヶ崎はこういう取組をしているので補助が出るまでしっかり受診しましょうみたいな取組もしていただくといいのかなと思いますので、大事な、大事な子どもたちですので、出産できるように、また引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次は、85ページの成人定期予防接種なんですけれども、風疹の話が動画の説明の中で出ていたんですけれども、男性の大人の風疹のための抗体検査と予防接種が国からの指示で行われて、もう結構何年かたっているんですが、本来だったら、もう終わっている予定だったものが延長されているんですけれども、きっと全国的にも進んでないのかなという部分で、龍ヶ崎の抗体検査の状況と、その中で抗体がなくて予防接種をした方とか、そういった数が分かりましたら教えてください。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

はじめに、風疹の追加的対策事業についてなんですけど、こちら1期は令和元年から令和3年に事業が実施されました。ところが、抗体保有率90%という国の目標が達成できなかったために、今回令和4年度から令和6年度にかけて、また開始されることになりました。

抗体検査につきましては、500人前後で推移をしているところなんですけど、スタート当初、令和元年度は抗体検査実施率が対象者の25.9%でしたが、3年目には7%まで減少、現在も7%で推移をしていて、1月末現在で503人ということになっております。

予防接種のほうなんですけど、龍ヶ崎市民の対象者の抗体保有率が75から80%と推測しておりまして、そのうち25%の方が接種をしていて、令和3年が113人、令和4年が114人、令和5年が172人を見込んでいるところなんですけど、引き続き勧奨に力を入れてまいりたいと思います。

以上です。

石嶋委員長

久米原委員。

久米原委員

ありがとうございます。

うちの夫も対象年齢だったので検査を受けてもらって、大丈夫だったので予防接種はしなかったんですけど、ただ、こちらの風疹の取組もやはり子どもの出生率にも関わってくる大事な取組だと思うんですね。妊娠中の、私たち年を重ねてくる、ばあばや、じいじが風疹になってしまうと、お嫁さんが例えば妊娠していたときにうつってしまうと影響があるということで、これは本当にしっかり皆さんが意識を高めて行っていかなきゃいけないことだと思いますので、引き続き勧奨なり周知なりしていただいて、皆様に意識を高めていただけるようお願いいたします。

最後の質問です。アクションプランの4ページの一番下、教科専科指導員配置事業について2,210万円の内容を教えてください。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

お答えします。

教科専科指導員の配置事業ですけれども、こちらは小学校に例えば、社会であるとか理科であるとか、その教科を専門的に教える先生を配置しようと計画しているものです。こちらの職員については、現在週20時間程度を予定しております。

配置の目的ですけれども、先生方の専門性を生かすということ、それから、例えば、社会が好きとか、理科が好きという先生もたくさんいらっしゃいますので、自分の好きな教科、得意の教科で生き生きと指導していただきたいということが一つ、もう一つは、教員の働き方改革の推進ということで、小学校の先生はどうしても空き時間がないものですから、専門の先生を配置することで担任の先生の空き時間をつくって、子どもたちと担任の先生が向き合う時間を確保するというのが大きな狙いになっております。

以上です。

石嶋委員長

久米原委員。

久米原委員

課長の説明を聞いたらすごくすばらしい取組だなと思ったんですけれども、教員が足りない、教員というか先生方が少ないのに、どうなるんですかね、教員補助で来ていただくというのは。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

ご心配いただきありがとうございます。実は、私どもとしても、そこは本当に苦慮しているところの一つです。ただし、教員をやりたくないというのと子どもたちに教えたいというところはちょっと趣旨が違って、1日先生をやるのは大変だけれども、半日だったらいいという方は実は結構いらっしゃるんです。学級担任は大変だけれども、教科だけを教えるんだったらいいですよという先生もいることは確かです。そういう先生に声をかけて、募集をしながら、今、人のほうの確保をしているところです。

以上です。

石嶋委員長

久米原委員。

久米原委員

何か聞けば聞くほど、いろいろ聞きたくなっちゃって、募集をかけているということは、ある程度は人数が集まってきているんですか。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

現在のところ、予定している数は集まりそうなところです。

以上です。

石嶋委員長

久米原委員。

久米原委員

いろいろ聞いてすみません。ありがとうございます。

確かに先生方もいろいろな方がいらっしゃるし、これをやらせたらすごい教え方もいいんだよという部分で特化して教えていただいて、何とか人数も足りているという話でしたので、期待をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

石嶋委員長

休憩いたします。

午後2時15分再開です。

【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質問などございませんか。

岡部委員。

岡部委員

よろしく申し上げます。

予算要求状況表の歳出（民生費）の44ページの保育士等家賃補助事業、保育士等修学資金貸付金のところです。アクションプランで行くと6ページの一番下のところです。

まずはじめに、保育士等支援事業のこの二、三年の支援状況の実績と、併せて待機児童の状況がどのようになっているのか、最近の傾向と、今度の4月時点でどういう状況になるかについてお聞かせください。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず、1点目の修学資金貸付金と家賃補助の件で、お答えさせていただきます。

まず、家賃補助事業のほうにつきましては、今年度の新規申込がお一人いらっしゃいました。平成29年度からこの事業は始まっているんですけども、令和4年度までの6年間で20人の保育士が申し込まれて、現在そのうち12人の方が市内の施設で勤務されています。

次に、修学資金の貸付金の状況になります。今年度4人の方が新規の申込みをされています。こちらは平成28年度から事業開始をしております、7年間で36人の学生さんが申込みをされています。現在は卒業された方、また、途中で辞退されて返還になってしまった方もいらっしゃるかと思うんですけども、現在12人の保育士が市内の施設で勤務しております。

次に、待機児童の状況ですけれども、こちらにつきましては、まず、待機児童の数ですが、毎年10月と4月の2回、統計を取っております。今年度、令和4年の4月1日と10月1日現在、双方とも待機児童はゼロとなっております。

以上です。

石嶋委員長

岡部委員。

岡部委員

併せて、令和5年度の4月時点の見込みをお願いします。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

現段階で2次申込み、3次申込みに入っている状況なんですけれども、4月1日現在では待機児童は出ないというふうに見込んでおります。

以上です。

石嶋委員長

岡部委員。

岡部委員

令和4年度、また令和5年度の最終の段階でも待機児童は出ない見込みという状況ということで、ある程度、保育士支援に関しても実績いただいたので、ある意味では一定の成果があったと言えるのかなとは思いますが。

その待機児童に関して、ゼロだということなんですけど、何で今回こういう質問したかというところ、今年度、ある保育園に何年か通わせていた保護者の方から、恐らく基準がいろいろあって優先度の高い人から審査に通していくというようなところなんだと思うんですが、来年から退園してくださいというような通知が来てしまったというご相談とかご意見をいただきまして、恐らく理由として考えられるのは、コロナの影響で勤務時間などが会社へ行きたくても行けない時期が長かったり、そういうのも影響して、勤務時間とかそういう基準が下回ってしまったのかなというような話だと思います。ただ、待機児童がゼロということは、ある程度枠としては余裕があるのに基準を下回ったから、もう退園してくださいという話になってしまったのかなと考える。その方に言われたのは、「龍ヶ崎市って優しくないですよ」みたいなふうに言われてしまいまして、具体的な詳細な内容まで聞いたわけじゃないんで、龍ヶ崎の基準が特別厳しいのかとか、そういうのはちょっと分からないんですが、そういうご意見をいただきました。

あとちょっとご質問ですが、そうしたケースもいろいろあると思うんですが、審査に通らなかったケースとか、この数年、この一、二年とか、そういう傾向とか、例えば、コロナなんかの影響して審査通らないというのが増えたりしているのか、その辺の状況について、もし分かればちょっとお聞かせください。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず、当市のほうで保育園の入所に関しまして、入所の要件を設けております。項目ももちろん設けているんですけども、その中で、保育の必要性といった部分で、例えば、ひとり親家庭であるとか非課税世帯であるとか、あとは保護者に何らかの心身伴うご病気を持っていらっしゃるって、ご家庭での保育が難しいとか、そういった方につきましては、おのずと点数が高くなります。入所のほうがしやすいといった傾向にあります。

先ほどご質問いただきました、入所しているお子さんが園のほうから退所してくださいといった内容の話があったといったご質問だったかと思うんですけども、やはり保育所といった性格上、保護者の方の勤務時間や勤務状況につきまして、毎年1回、就業に関する

る証明書を勤務先から発行していただいたものをご提出いただき、内容の審査を行っております。1週間当たりの勤務時間が一定の通常保育の時間を満たしていない場合は、まずその理由について、いきなり退所といったステップは踏みませんので、まず、なぜ下回ってしまったか聞かせていただき、そこからまた、中には言葉悪いんですが、心ない保護者がそういった説明の機会を拒否される方も中にはいらっしゃいます。何度かアプローチはするんですけども、そういった方につきましては、数か月の期間、一定の期間置きまして、退所、退園といった手続を踏むケースも年度内、毎年ですけれども、本当にごく少数ですけれども、実際に最終的に審査を経て、そういった手続を踏むケースも実際にはございます。

石嶋委員長
岡部委員。

岡部委員

当然、必要性ですとか優先度の高い人からという、そういう基準はもちろん必要だと思います。

勤務時間に関して、恐らく多分今までもある程度、基準ぎりぎりぐらいだった方、先ほどのようなご意見いただいた方は、恐らくぎりぎりだった中で、たまたま、そういうコロナの影響もあって、基準を少し下回ってしまったのかなということだと思うんですが、やはり社会状況に合わせて、一応理由を伺ったり、ある程度柔軟に対応するように努力はしてもらっているんだと思うんですが、その保護者からすると、急に、今まで普通に問題なく通わせてもらっていたところが、いきなり基準を満たしていないですよと言われてしまっても、困ってしまうところもあるんじゃないかなと思います。

例えば、そういう審査の基準も含めて、社会状況に合わせて、もうちょっと臨機応変な体制ですとか、市民に寄り添った対応を考えていただきたいなというところで、今回、一つの事例として、ご意見、ご要望とさせていただきます。

あと、保育士等支援事業に関しては、現段階、待機ゼロがここ最近は続いている状況ということで、ある程度枠としては余裕がある状況と思いますが、保育士の待遇改善に向けた、支援活動というのは引き続き必要だと思いますので、これに関しては継続で毎年状況を見ながら、今のところやる予定だとは思いますが、その点に関しましては引き続き、しっかりやっていただきたいなというところで、よろしく願いいたします。

以上です。

石嶋委員長
ほかございますか。
櫻井委員。

櫻井委員

107ページに児童生徒に係る重大事態調査委員会費というのがありますけれども、これはどのような委員会なんでしょうか、お尋ねします。

石嶋委員長
名島教育総務課長。

名島教育総務課長
お答えいたします。

児童生徒がいじめなどによって生命に危機が生じたりするような案件や、心身ともに将来にわたって影響を与えそうな事案に対して、委員会を開いて内容を検討するものです。

石嶋委員長
櫻井委員。

櫻井委員
生命、今いじめということでしたが、そこまで生命に関わるような重大なことというのは、過去にあったのでしょうか。

石嶋委員長
名島教育総務課長。

名島教育総務課長
はい、過去にはございました。

石嶋委員長
櫻井委員。

櫻井委員
いじめで自殺に追い込まれたとか。

石嶋委員長
千葉教育センター所長。

千葉教育センター所長
過去にあった事例としては、いじめがきっかけとなって不登校になるということで、重大事態と判断して、そういった調査委員会を行ったということがあります。
以上です。

石嶋委員長
櫻井委員。

櫻井委員
ネットとかで、脅迫、龍ヶ崎市のほうに、例えば、誘拐しますとか、よくあると思うんですけども、もしかしたら、千回に1回、万回に1回本当にそういうことがあるかもしれないし、ただ、メールだけ来ているだけで何も今のところはないんですけども、もしかしたら、いつかは来るかもしれない。かといって、市民の人たちに、それを常に言うのも怖がらせちゃう、敏感にさせ過ぎちゃうというのもあるので、その辺についての見解をお聞かせください。どういうふうにご検討いただいておりますか。

石嶋委員長
暫時休憩します。

【休 憩】

石嶋委員長
会議を再開いたします。
名島教育総務課長。

名島教育総務課長

お答えいたします。

学校を通じて地域の防犯パトロールの方に防犯の見守りを強化していただいたり、学校の先生のほうでも学校周辺の状況をよく確認していただいたり、私どものほうでも臨時防犯パトロールを何度も実施しまして、そういった対応をしてきたところですが、あとは保護者の皆様にも通知はしてきたところですが、最近になって、愉快犯みたいな形のものが増えてきていまして、実際テレビなんかの報道で捕まったりはしているんですが、その後そういった変なメールというのはたまに届くことはある状況でございます。

石嶋委員長
櫻井委員。

櫻井委員

ありがとうございます。

こういうことは起こったら本当にとんでもないことですし、ないことを本当に願うばかりなんですけれども、かといって、今、言ったように過度に知らせて、皆さんを臆病にさせるという、摩擦というか、そういうところもありますので、そういうことを市民の方にお話しして、その辺の徹底を、何よりもそういうことがないように、事件がないように願うばかりなので、その辺引き続きよろしくお願いします。

それともう一つ、108ページのいじめ問題対策事業、これは、いじめというのはいつの時代もあると思うんですけれども、どのような対策を考えていますか、お聞かせください。

石嶋委員長
千葉教育センター所長。

千葉教育センター所長

お答えいたします。

まず、生徒が気軽に相談しやすい体制として、SNSでの相談アプリを導入しております。市内全中学校で導入しております。いじめについてだけではなくて、自分自身の悩み、家庭の悩み等も気軽に相談できるというふうになっております。

また、小学校のほうも導入しているんですが、市内全小・中学校で同様に、「シャボテンログ」心と体の健康観察アプリということで、それも導入しながら、教職員が、例えば声色や表情だけでは読み取りづらかった児童・生徒の悩みに早期に気づいて、適切な声かけ、教育相談を行えるような、そういった1人1台端末を活用した教育相談体制の整備として行っております。

以上です。

石嶋委員長
櫻井委員。

櫻井委員

ありがとうございます。

いつの時代も、いろいろあるでしょうけれども、今の時代は、匿名とかネットとかであったり、本当にもう私の時代からしたら、ちょうどはざまにいたので分かりづらい時代なんですけれども、いじめられているほうはもちろんかわいそうですし、いじめているほうもかわいそうなんです。何でかという、いじめられている人に、あんな子どものうちから恨まれて、大人になってもずっと恨まれていくんだらうと。子どもたちにその周知をよろしくお願いいたします。

以上です。

石嶋委員長

ほかございますか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

何点かお聞きしたいと思います。

はじめに、子育て支援関係で民生費のほうからお聞きをしたいと思うんですけども、これは新しくできた基本計画の中での人口問題を考える上で、昨日の総務委員会では定住支援のところ非常に取り沙汰されていたわけですけども、文教では、その子育て支援というところに、どれだけ力が入っているのかという点でお聞きをしたいんですけども、最初は、予算書の76ページ、要求状況表の32ページの駅前子どもステーション管理運営費なんですけども、ちょっと新しい様式でよく比べられないところがあるんですけども、運用の委託料で行くと、前年比より減額になっているように思うんですけども、その点と、中身分かれば教えてください。

石嶋委員長

蔭山子ども家庭課長。

蔭山子ども家庭課長

駅前子どもステーションの管理運営費の委託料の減額理由になります。

まず、送迎ステーションの運営費と子育て支援センターの運営費、それぞれですが、利用者の少ない土曜の業務と午後7時から9時までの延長業務につきまして、従来総価契約で行っていたものを単価契約にしたことによりまして予算が減になったものになります。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

その点は分かりました。

あと、このうちで国庫補助の対象となっている事業については、どこですか。

石嶋委員長

蔭山子ども家庭課長。

蔭山子ども家庭課長

駅前子どもステーションの国庫補助対象2分の1分になります。

まず、送迎ステーションの運営委託費から、利用者から徴収する利用料を差し引いた、2,177万円、続きまして、山村医院のテナントをお借りしているんですけども、そちらの賃借料が147万8,000円になります。その他の事業費としまして送迎用のバスの必要経費や光熱水費、経理に関する業務委託など63万7,900円、合計で2,388万6,000円の2分の1が国庫補助の対象になります。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

この事業については、今年度から再検証事業の一つだと言われてきたわけですが、これについては現在のところ、再検証というか、その内容、今年度は通常どおり運営されるということになると思うんですけども、今後の方向性は、協議されているところはあるのでしょうか。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

駅前こどもステーションの再検証、今年度行ってまいりました。

まずはじめに、この検証内容についてご報告させていただきたいと思います。

こちらの駅前こどもステーションなんですが、子育て支援センターと送迎ステーションの二つの機能を有しております。開設してからの利用状況の推移や事業の収支、毎年実施しております利用者からのアンケートの評価、その他課題の抽出など、ほぼ半年以上にわたりまして取り組んでまいりました。特に送迎ステーションの機能の部分につきましては、運営費全体の2分の1が現在、国庫補助を充てて運営できているものの30名程度の限定的な利用に対するコスト面や手狭な施設であるといった、そういったデメリットの部分、また、アンケートの調査結果で毎年好評価を得ていることや一定の保育ニーズ、充足していることなどのメリットの部分、また、廃止した場合の影響面などについて時間をかけて行ってまいりました。

こういった検討の内容を踏まえまして、担当課で検討案を作成しまして内部で昨年8月、10月の庁議で再検証案につきまして諮問のほう行っております。庁議のほうで了承されたまだ案の段階で決定ではないんですけども、今後の方針としましては、子育て支援センターの部分につきましては、現在、場所は未定となっておりますけれども、市の西部地区に子育て支援拠点として、子育て中の親子だけでなく幅広い世代の交流の場となるような、新たな形の子育て支援センターとしての機能の充実を進めていきたいというふうに考えております。

また、送迎ステーションの部分につきましては、新たな子育て支援センターの概要や開始の時期、こういったものがまとまった後になりますけれども、時期がまだ全くの未定ですけれども、廃止の方向に向けて手続を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

そうしますと、今現在やられている場所ではなくて別の場所に西部地区として子育て支援センターみたいなのを設立する方向ということですか。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず、子育て支援センター、中央部から東部が、さんさん館の子育て支援センターが拠点として現在ございます。また中央から西部に関しましては、拠点たるそういった設備が

今現在の山村医院のテナントですと、どうしても手狭になります。こういったところの解消といったことも考慮しながら、まだ決定ではないんですけども、新たな場所をこれから検討を行いまして、利用できるお子さん、親御さんの数を増やししながら、拠点としての整備といったものを今後考えていけたらというふうには思っております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

次に行きます。予算書の77ページ、要求書の37ページに、家庭児童相談事業のうちの家庭児童相談システム使用料というのが計上されています。前回というか、今年、このシステムが更新されて、今回は使用料だけになったんですけども、このシステムそのものが、ちょっと不確かなところがあって、どのように使用されているのかという点と、実際これは全国ネットでつなぐというふうに理解しているんですけども、使われたところがあるのかお聞きします。

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず、ご質問いただきました家庭児童相談システムでございますけれども、令和4年度予算で956万4,000円を使わせていただきまして、令和5年4月のシステムの使用開始に向けて現在、構築中になりますので、活用の事例といったものは現在ございません。

また、国が整備しております要保護児童等に関する情報共有システム、今回この家庭児童相談システムの中に組み込んで連携を図っていくものになるんですけども、こういった情報共有システムの連携だけではなくて、今後また児童虐待の通告などの相談内容や、そういった相談支援の進捗管理など、各情報の一元管理も併せて進めていくことになるため、日常的にシステムのほうは使っていくものと考えられます。

また、国が整備しております情報共有システムから対象児童の情報を得て、何かしらの対応をしていくといったケースにつきまして、また使用の頻度につきましては今後になりますので、未定という形になります。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

まだ使うのは4月からということで、重大問題があったときに検索をかけるのと同時に、通常の庁内の相談事業についても使っていくというようなところでいいですね。

次に行きます。予算書の77ページの要求書の39ページの出産・子育て応援交付金事業、これは国の事業で、補正予算も出て、一般質問でもあったところで、中身は大体分かっているところですけども、まず、国のほうは最初のほうは5万円、5万円、現金給付だけでも、現金給付でないような方法ということで奨励しており、一般質問では、子育て商品みたいなのを使えるような中身とサービスを使えるというようなことを言われたと思う

んですけれども、そういう実際の現金給付でないメニューが使われるとか、あと今後また、いろいろなものが追加されていくのかとも思うんですけれども、その辺の状況について、まずお聞きしたいと思います。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず、出産・子育て応援交付金の事業につきまして、若干触れさせていただきたいと思っております。

まず、当市では本年の2月20日からスタートをさせていただきました。対象者は令和4年4月1日以降に出産をされた、また、妊娠をされた保護者様が対象になっておりまして、本年1月末までに妊娠をされた方、また、出産をされた方につきましては、遡及対象分としまして、こういった給付金の申請をしていただく勸奨の通知を差し上げて、これから既に出産された方につきましては、お子さん1人当たり5万円になりますので、妊娠時の5万円と合わせて10万円、また、妊娠された方、また、妊娠されてお子さんを出産されなかった方も、何らかの形で流産・死産された方につきましても5万円が対象になりますので、そういった方につきましても支給のほうを進めていく予定でおります。

本年の9月末までは現金給付を予定しておりまして、本年の10月以降につきましては、別の事業でございます子育てスマイルパスポート事業を活用しまして、対象の方に対してポイントを付与し、民間が設けている福利厚生サービス、インターネット上でいろいろな例えば、ベビー用品の購入ですとか交通費ですとかクーポン券、そういった何らかのクーポン券ですとか、そういったものを利用できるようなシステム、龍ヶ崎市版を今後構築のほうを進めていきまして、10月以降についてはそういったものを活用しながら、この出産・子育て応援交付金の対象の方、ゼロ歳のお子さんとは妊娠された方につきましても、このスマイルパスポート事業を活用して、給付を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あとに出てきます、子育てスマイルパスポートの事業とも中身的にはダブるところがあると。そのあとに出てくる産前産後家事サポート事業もありますけれども、これもサービスとしてダブることかと思うんですけれども、この出産・子育て応援交付金事業で、例えば、同じように家事サポート事業というのを使おうとすると5万円、5万円というような枠がありますので、例えば、この家事サポートを1回使うとどれだけの使用料を使ったことになるとか、そういうのっていうのは決められていますか。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず、産前産後家事サポートがこれから始まりますけれども、今回の出産・子育て応援交付金のメニューの中で同等のサービスを含めていくかといったところは、まだ現段階で

は未定ですけれども、何らかの同等のサービスを利用できるようにする場合につきましては、付与したポイントの中から産前産後家事サポートの事業と同等の費用負担のポイントを使うことで利用が可能となるような、そういった仕組みをつくっていくことが必要になると考えております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

あと、この事業について、国のほうでは相談支援体制ということを行っているわけですが、これは前の説明でも当市では相談支援という点ではできているのと、国が同時にアンケートを配るといって、当市もアンケート調査をやるということになってはいますが、これも今までやっていなかったわけではなくあるわけですが、この辺のその相談支援という点では、今もう既にできていて、これ以上はないというのか、もう少しこれを何か進化させてやっていくという予定があるかどうかお聞きしたいです。

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず、相談支援の充実に関しましては、国が今回の事業で要請しております妊娠期に2回の相談と出産・産後時、また産後・育児期にアンケートや子育て支援のガイドを活用しながら、相談支援に取り組んでいくというのが前提になっております。こちらのほうを、まず積極的に取り組みながら、拡充までは行かないんですけども、こういったところで取り組んでいきたいというふうには考えてはおります。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

次で、同じくこの77ページの要求書の39、先ほど出ました子育てスマイルパスポート事業ですけれども、これは1歳から6歳までということで多少継続的な支援かなと思いますけれども、ただ、予算は1,400万円しかないんで、非常に単価は少ないんじゃないかと思うわけです。これは想定人数をどのくらい予定されていて、サービス内容は先ほどの子育て商品みたいなどころになるんだと思うんですけども、年間、このパスポートを利用できる金額というのはどんなふうになるのかお聞きしたいと思います。

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

子育てスマイルパスポート事業のまず対象年齢が1歳から6歳のお子さんを育てている保護者になります。今回想定しているお子さんの人数につきましては、何らかの基準日を今後設ける予定ではありますけれども、本年10月以降に2,800人を予定しております。

また、こちら対象児童1人当たりの金額、先ほど委員のほうからもありましたけれども、少額ということなんですけれども、お子さん1人当たり年額5,000円相当のポイントを付与してご利用していただくことを予定しております。

また、このポイントで、どうしても利用の期間を何らかの形で設けなければいけないかと思うんですけれども、こういったものにつきましては、また今後、これから幾つかのそういった福利厚生を行っている業者の話聞きながら、そういった細かな部分につきましては検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

そうしますと、この基準日で2,800人と言われましたけれども、この事業が始まったら、現在2歳とか3歳の子ももう既にいるわけだけれども、その子が遡及にならないということですかね。新たに生まれた子だけの話ですか。

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

大変失礼いたしました。まず、新たに生まれたお子さんにつきましては、こちらは出産・子育て応援給付金のほうから、先ほど5万円、5万円になるんですけれども、そちらをポイント化したものを、この子育てスマイルパスポート事業を活用して付与していくことを予定しております。先ほど2,800人というのは、1歳児から6歳児までになります。逆に、出産・子育て応援交付金の5万、5万の方につきましては、400人程度を年度内中、ご利用いただくことを予定しております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

そうすると、年間大体2,800人ぐらいいるとして、これが1歳から6歳まで掛けるこの年代ということになりますよね。だから、対象人数とすれば、これの5倍ぐらいあるということですか。

〔「1歳から6歳までで掛ける」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

大変申し訳ありません。こちらですね、5,000円相当の子育てスマイルパスポート事業の該当するお子さんは1歳、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳、各年齢のお子さんそれぞれ

の総合計が2,800人、年に1回5,000円相当のポイントを付与するところを予定しております。

また、予算は別建てになるんですけども、出産・子育て応援交付金、こちらのほうでゼロ歳児、また、妊婦の方に対しまして5万円相当のポイントを400名程度予定しております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。私のほうの勘違いがありました。2,800人ですから、そんなに子どもがいるわけではないんで、トータルで2,800人ということですね。了解しました。

ただ、年間5,000円というのはちょっと寂しいなという気がしないでもないんですけども、一応分かりました。

次に、予算書の78ページの要求書の42ページに、保育所等施設整備事業というのが書いてあるんですけども、認定こども園施設整備事業で、どこかの園が整備をする中身だと思ってしまうんですけども、差し支えなければこの辺の対象施設と整備内容、あと整備することによって、施設はきれいになるのか、定員等の変更等があるのかどうかお聞きします。

石嶋委員長
蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず、こちらの対象施設でございますけれども、まず、市内の民間保育所1か所が令和7年4月から保育園から認定こども園への移行することに伴う建て替え工事に対する補助金、また、既存の認定こども園1か所が行うトイレの改修工事に対する補助になります。

建て替え工事につきましては、令和5年度と6年度の2か年を予定しております。5年度分の工事に対する補助金としまして、今回1,976万7,000円計上しております。また、トイレの改修工事の認定こども園1か所の部分につきましては、補助金としてしまして406万1,000円を計上しております。こちらの負担割合につきましては、基準額に対して、国が2分の1、市と事業者がそれぞれ4分の1を負担していくこととなります。

次に、整備後の新たな認定こども園となる施設の定員になります。現在、既存の保育園、2号、3号認定、定員が60人になります。今回、認定こども園化されることによってプラス1号認定が、3歳、4歳、5歳児、それぞれ各5人ずつ定員枠が増えます。合計で15人程度増えまして、定員の合計が75人になる予定であります。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

子育て支援で、もう一個、予算書の84ページと要求書の19ページ、さっき述べました産前産後家事サポート事業というのが新たにできたわけですけども、これをサポートする、いわゆるサービス提供側をつくらないといけないわけですけども、事業者とかこれを派遣する人をどのように構築していくのか、まずお聞きしていきます。

岡澤健康増進課長

はじめに、事業所、人の構築についてです。

産前産後家事支援事業につきましては、財団法人のNPO法人、市内訪問介護事業所などで実施可能な事業所に手を挙げてもらい、市が事業指定をしたところと委託契約を結んで実施していきます。こちらの事業所では、介護保険などいろいろな事業もやっているところから、可能な範囲で訪問支援員を派遣していただくんですが、資格としてはヘルパーなどの資格を持っている方がサービスを受けたい方のご家庭に行くようになると想定しております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

そうしますと、まだ分からない部分でも、幾つかの事業所がこのサービス提供側ということになると。今度は、サービスを受けようとする場合には、直接申し込むのか、どこか通すのかとか、あと、使用料というのは各事業者によって違って行くのか、また、その使用できる回数とか、そういう問題がでるかと思うんですけども、この辺について、お願いします。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

この事業の利用の流れとしましては、母子手帳を取得したときから出産後1年を経過するまでに、申請窓口か電子申請によって利用登録をして、利用者証を交付いたします。そのまま何度も申請することなく予約をしながら派遣をしていただくんですが、利用者は生活保護世帯に属する方は無料で、それ以外の世帯は時間当たり500円を支払っていただきます。利用時間の上限は40時間ということで、双胎妊娠ですと60時間まで年間利用できるわけなんですけど、事業所によって事務的経費等も様々であるところから、事業所が示す時間当たりの派遣費用から市民が負担する自己負担額を引いた額を単価とし、事業所に払っていくようになります。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

あと、最後にこの委託料の内容はどのようなものになりますか。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

委託料の内容につきましては、これから各事業所に説明会をしまして、手を挙げていただくようになるところなんですけれども、現在、委託料の積算根拠としては、先ほど申し上げました事業所が示す時間当たりの費用から500円を引いた額に、利用申込総時間数が

掛け算されたものが委託料になっております。実際は、妊婦10人、産婦37人、多胎妊娠3人の見込みを想定しているところです。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

子育ては以上なんですけれども、スポーツのほうで新しいところがあるんで、お聞きしたいと思っているんですけれども、まず、予算書の120ページの要求書の104ページに、スポーツによる自己実現支援事業という新しい事業が始まることになったんですけれども、アクションプランを見ると、ダンスとか投げる動作などという説明になっているんですけれども、事業の名前も「自己実現」とついていますので、事業の中身についてお聞きをしたいと思います。

石嶋委員長
昇スポーツ都市推進課長。

昇スポーツ都市推進課長

それでは、説明させていただきます。

令和5年度新規事業となりますスポーツによる自己実現支援事業です。ダンス及び投げる動作を題材にしまして、自己で創作や最終的な目標設定を行い、それぞれ定めた目標をクリアするための方策を考え、最終的な成果を分析・検証するという一連のプロセスを学ぶ事業となります。

小学生を対象とした投げる動作をツールとした事業と子どもから大人まで広く対象としたダンスをツールとした事業を行い、それぞれ約10回程度、2か月から3か月にわたり事業を展開する予定です。

最終的には成果発表等に、秋に予定しております日本ハムファイターズのウェスタンリーグ公式戦も発表の場等にして連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

これは実際、事業をやる上では委託ということになりますけれども、委託先はどのようなところで、そこはどのような実績というか、どういうことをやっている事業者なのかお願いします。

石嶋委員長
昇スポーツ都市推進課長。

昇スポーツ都市推進課長

委託先と委託先の実績でございます。

委託先につきましては、筑波大学において研究開発されたスポーツ環境デザインの動産価値を高めていくために企業化されましたベンチャー企業であるW a i s p o r t s ジャパンを考えております。代表の松田氏は筑波大学の客員准教授も務めておられます。

実績につきましては、北海道日本ハムファイターズから委託を受けて、北海道茨城プロジェクト開発支援業務ということと、県内県西7市で今、連携して事業を進めているスポーツによる官民連携事業など、7市と連携した事業も展開しております。

そのほか航空業界大手のANAから委託を受けて、スポーツ、旅、教育、地方創生モデル考察プロジェクトや人材発掘を目的とした職員研修、茨城県下妻市の地方創生コンパクトシティ再生事業なども手がけております。

また、昨年、牛久市において小学生向けに投げる動作をツールとした事業を行いまして、当市も当課の職員も親子で参加しましたが、投げる動作について、探求心を持って積極的に指導者に教え込むなど、これまでにない新たな子どもの一面を垣間見ることができたという報告を受けております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
分かりました。

あともう一点、新しい事業で予算書の120ページの要求書の103ページに、今回マラソン大会開催費で、中身はリレーマラソンということで計上されています。本来ハーフマラソンということで、ずっと準備されてきたのが、できないというような状況になってしまったわけですが、先にこの中身でちょっとお願いします。

石嶋委員長
昇スポーツ都市推進課長。

昇スポーツ都市推進課長

令和5年度において、ハーフマラソン大会の中止を決定させていただきましたが、市民におかれましてもハーフマラソン大会の実施要望を寄せられていることから、令和5年度予算案において、走る楽しさは運動のきっかけづくり、真の健康増進を焦点としましたリレーマラソン大会を中心としたマラソン大会の予算計上をさせていただいております。

この大会は、龍ヶ崎市陸上競技場とその隣接する龍ヶ岡公園特設コースを設定して実施する予定で、開催時期はハーフマラソンと違いまして2月頃を考えております。

マラソンの種目は三つで考えておりまして、1種目めは、リレーマラソンです。中学生の部活動や職場単位などのグループの参加を対象として考えております。リレーマラソンについては、走る順番と回数をチームで決定して、コミュニケーションを取りながら、たすきをつなぐ競技となっております。2種目めは、個人種目で、小学校の4年生から6年生を対象にしたジュニアマラソン大会。3種目めは、ペア種目で、小学校1年生から3年生と保護者などが一緒にペアでゴールを目指す親子ペアマラソンの実施を考えております。

参加者数は、リレーマラソンが1チーム5人平均とし、120チーム参加で600人、ジュニアマラソンが150人、親子ペアマラソンが150人、合計で900人ということを考えております。まずは、この大会を成功させ、楽しくにぎわいのあるものにしたいと考えております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
分かりました。

当初計画されていたハーフマラソン大会というのが、コロナの影響でできない状況になって、これが実際にやられていれば、今後生かすべき中身というのが残るかと思うんですけども、準備された中身が実施されていないんですけども、こういうのを通じて、中止になったハーフマラソンというのは、今後やろうとしたときに生きていくものなのかどうかをお聞きしたいんですけども。

石嶋委員長

昇スポーツ都市推進課長。

昇スポーツ都市推進課長

ハーフマラソンについては、どうするかという、まだ方向的なものは決まっておられません、ハーフマラソンやるとなるとかなり大規模な大会となりまして、スタッフ、ボランティア等も多くなると思います。マラソン大会、今回リレーマラソン大会ですね、こちらのほうでやりたいと考えておりますが、ここでやった大会の経験、ノウハウは、大規模な大会につながっていくというふうに考えております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

すみません。あと、スポーツでもう一点だけ、予算書の121ページと要求書の108ページで、たつこのスタジアム工事請負費ということで1億600万、割と大きな予算が計上されています。中身は防球ネット改修工事というふうになっているんですけども、この工事の中身について、まずお聞きします。

石嶋委員長

昇スポーツ都市推進課長。

昇スポーツ都市推進課長

工事の内容ですが、たつこのスタジアムの外にフェールボールを出さないように防球ネットを設置しておりますが、こちらの防球ネットを駐車場の隣接する1塁側をメインに、ライトポール付近からバックネット裏、3塁側ベース付近まで約150メートルにわたり、現在設置している14.5メートルの高さから30メートルへ引き上げる工事を考えております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

高くするという事だと思んですけども、今の状況ではフェールボールが飛び出してしまって、その必要性からなんでしょうか。

石嶋委員長

昇スポーツ都市推進課長。

昇スポーツ都市推進課長

昨年、令和4年7月にプロ野球の独立リーグ公式戦、いわゆるBCリーグにおいてファールボールによる事故、駐車場に止まっている車両を破損させる事故が発生しております。この事故については、主催者であるBCリーグのほうの保険の対応で損害賠償のほうを行っております。このほかにも過去において、高校野球や大学野球において数件であります。同様の事故が発生している状況です。

この事故を受けて、ファールボールがどれぐらい場外へ飛び足しているかということで、次のBCリーグの試合で調査を行いました。1試合で20球程度、防球ネットを越えている状況でした。また、高校野球でも10球程度は飛び出しているという状況でした。

このようなことから、野球場の設置者としまして利用者と大会主催者、安全な施設を貸し出す責務もあると考えまして、防球ネットの改修工事を行いたいと考えております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
分かりました。

最後、1個だけお聞きします。教育のほうで1個だけお聞きしたいんですけども、先ほど山村委員のほうからもAIドリルの活用の点でお聞きして、課長からお話いただきましたので、その点はいいんですけども、これは使用する教科は、何かの教科に限って使うものですか。

石嶋委員長
本橋指導課長。

本橋指導課長
お答えします。

こちらAIドリルになるんですけども、小学校は国語、算数、理科、社会の4教科、中学校は国語、数学、理科、社会、英語の5教科、こちらの合計9教科になります。ちなみに、4教科合計で小学校のほうは1万3,000問、中学校のほうは8,500問の問題が用意されているというところです。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
分かりました。

聞けば、回答が即答できるみたいで、便利だといえば便利なんですけれども、一方で、すごいスピードでやれる子はいいんですけども、ゆっくりやる子とか、算数の先生なんかも前、聞いてことあるんですけども、一つの問題に対しても答えが合っているかどうかじゃなくて、計算過程で、どこかで間違っただけで最終的に答えが間違っているみたいなどころだってあるわけですね。そういうような指導が、果たしてこういうものだけでやるわけじゃないんでしょうけれども、できるのかという心配と、先日的一般質問の中でも不登校の問題というのが議員の方から質問されて、こんなに不登校の方がいらっしゃるといふのをお聞きしたところなんですけれども、その原因は無気力といえなかなかなかなかそうなのかもしれないけれども、これもなかなか難しい問題で、それだけでいろいろな原因、それが

あるんですけども、このAIのスピードというか、そういうのばかり追求することが果たしてという心配があるんですけども、ちょっとご意見だけお願いします。

石嶋委員長
本橋指導課長。

本橋指導課長

お答えします。

委員ご指摘のとおり、そこは一番、今後新しいものを使う上で懸念しているところです。現在これでAIドリルだけを今後進めていくのかというと、そういうわけではなく、皆さんの使ってきた紙のドリルも併用しながら、どちらのいいところも使いながら、今後指導に当たっていくというところです。

ご指摘いただいたことについては、学校のほうにも今後伝えていきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

私も以上です。すみません。長くなりました。

石嶋委員長

ほかございますか。

加藤委員。

加藤委員

76ページ、私の認識間違っていたら、そこでやめます。

先ほど駅前こどもステーションのことを質問されていたんですけども、まず1点目聞きたいのは、令和5年度いっぱいやめるということでよろしいんですかね。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

すみません、説明が不足していたかもしれないんですが、送迎ステーションの機能の部分の廃止の時期につきましては、全くの未定になっております。

以上です。

石嶋委員長

岡田福祉部長。

岡田福祉部長

庁議のほうで送迎こどもステーションの部分と子育て支援センターと、二つの部分がありますので、それぞれ今後どういう方向にしていくかという検証をしたところです。子育て支援センター部分は、先ほど課長のほうからもありましたように、西部地区にはそういう拠点がありませんので、何らかの形でそれは引き継いでいくものという結論ですね。あ

と、送迎ステーション部分については、かかっている費用と利用している人数と鑑みますと、やはりこれをこのままの場所で継続していくというのは、ちょっと難しいというような認識に至っております。

今後、それをどういうふうにしていくのか、廃止という言葉を使いましたけれども、あれをそのまま廃止して何もないということではなくて、そうするのか、そうではなくて何らかの送迎機能をどこかでのこすのかとか、そういうものを含めて今まだ検討しているところですので、それは今後利用している方のご意見とか、いろいろなところをにらみながらやっていくということですので、廃止という言葉が独り歩きしないように、議員の皆さんにはお願いしたいなというふうに思いますので、また、時期、時期でご説明させていただくつもりでおりますので、よろしくお願いたします。

石嶋委員長
加藤委員。

加藤委員

さっき廃止と言ったので、送迎機能の廃止というから質問したくなつたんですけれども、私の感覚だと、何となく子育て事業の目玉として、何かふわっと始まったかなという感じがするんですよ。私は子育て支援のことでいろいろ議会でも質問させていただいているんですけれども、結局ああいう機能を使う方が今の龍ヶ崎市の子育て世代にいるのかと、もう一つは、外から来る子育て家族が、ああいったニーズ、場所によってはニーズが非常にあって、とても便利ですってマスコミで答えている若い家族を見かけるので、だから、逆に言うと、その辺でターゲットの絞り込みが甘くて、どっちかという事業としてはうまくいかなかったのかなって。徐々に利用者が減ってきたということと、ニーズがなかったということなのかなってちょっと思ったんですが、そうすると、現時点で今、岡田部長の話だと、総括についてはこれからだと思うんで、それについても回答求めないんですけれども、一体あの事業に、送迎の部分の事業について、どう総括されるのか、そこをきちっとしないと次のリスタートができないのかなって、個人的には思っているんですよ。

せっかく4月からデジタル都市推進課ができるわけですから、私は、流山の市長さんはデータ分析のプロみたいなことを書籍でも読むんですが、ぜひ龍ヶ崎市として本当にどういった家族に外から越してきてほしいのか、そういったターゲットを明確にしながら、ニーズがあるかないかをそういう課が新設されるので感覚で決めるのではなくて、ぜひデータできちっと分析をして、どういった機能が必要かというのを研究していただきたいなと思います。

これ要望で、最後に、もし送迎機能をやめる場合は、人数は30人で少なくとも、一度そういう機能を使っているご家庭だと、なくなるということで、何か龍ヶ崎市でサービスを受けていたものがなくなるということでの子育ての支障が出てくると思うので、その辺のフォローアップをどうしていくのかも併せて検討していただけないかなと思います。答弁は結構ですので、あくまでこちらの要望としてお願いいたします。失礼します。終わります。

石嶋委員長
ほかにございますか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、書面質疑に入ります。
書面質疑一覧表に基づき、質疑に対する答弁をお願いいたします。

答弁者におかれましては、挙手をしていただき、質問項目に該当する予算書等のページ、事業名、質問趣旨を読み上げた上で、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは、伊藤悦子議員の書面質疑に対する答弁をお願いいたします。

藤ヶ崎社会福祉課長。

藤ヶ崎社会福祉課長

提出のありました書面質疑についてお答えいたします。

一般会計歳出予算要求状況表8ページ、ふれあいゾーン管理費、給水設備改修工事の工事理由と具体的な内容についてご説明いたします。

こちらは、ひまわり園の給水設備の改修工事になります。ひまわり園は築年数が30年近く経過しておりますことから、経年劣化に伴う設備の改修工事を計画的に進めているところです。

具体的な内容といたしましては、井戸水をくみ上げるための給水ポンプの工事になります。現在の給水設備はメーカーの廃盤となっており、故障時の対応に苦慮することから、新しい給水ポンプユニットに交換する改修工事を実施しようとするものです。

石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

佐々木介護福祉課長

続きまして、一般会計歳出予算で歳出予算要求状況表22ページ、介護施設等整備支援事業、老人福祉施設開設準備経費助成事業についてご説明をいたします。

このための補助事業は、第8期介護保険事業計画における施設の整備計画に基づき、3事業所に対し、開設準備金として交付するものでございます。

一つ目は、新規開設予定の介護付き養護老人ホーム（仮称）ワカシバで、定員が70人の施設となっております。1人当たり83万9,000円で6,292万5,000万円を補助するものです。

二つ目は、特別養護老人ホームときわぎで、定員数60を20人増やすものです。1人当たり83万9,000円で1,678万円を補助するものでございます。

三つ目は、特別養護老人ホーム竜成園で、短期入所のうち10人分を入所に転嫁するものでございます。1人当たり21万9,000円で219万円となります。

助成の具体的な内容につきましては、開設に伴う利用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等が対象になってございます。

以上です。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

一般会計歳出予算要求状況表の42ページになります。子ども・子育て支援事業計画策定費についてご説明をいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく5年を1期とする法定計画で、令和7年3月の策定に向けて、令和5年度、6年度の2か年で準備を進めてまいります。

はじめに、策定内容でございますが、必須記載事項といたしまして、各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みや実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容、子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保の内容、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容がございます。

また、任意の記載事項といたしまして、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項や労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために、必要な雇用環境の整備に関する施策、連携に関する事項などがございます。

次に、市民の意見聴取につきましては、子ども・子育て支援法の第61条4項、第8項の規定に基づきまして、子どもの保護者の特定教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成していくこととなります。令和5年度では市民アンケート調査を実施いたしまして、保育需要の見込みやニーズ等の把握、集計、分析を進め、アンケート調査結果と龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030や地域福祉計画、教育プランなど、子どもの福祉または教育に関する事項を定めている各種計画と調和が保たれるよう、策定作業を進めてまいります。

続きまして、一般会計歳出予算要求状況表44ページ、保育士等支援事業、保育士等家賃補助事業と保育士等修学資金貸付の応募と実施状況、保育士不足の現状についてご説明をいたします。

はじめに、保育士等家賃補助事業の応募と実施の状況でございますが、今年度の新規申込みは1人という状況ですが、制度創設の平成29年度から令和4年度までの6年間で20人の保育士が申し込まれ、現在でも12人の保育士が市内の施設で補助金を活用しながら勤務しております。

次に、保育士等修学資金貸付金の応募と実施の状況でございますが、今年度は4人が新規申込みされています。また、制度創設の平成28年度から令和4年度までの7年間で36人の学生が申し込みをされ、現在は貸付金を活用した12人の保育士が市内の施設で勤務しています。

どちらの制度も令和元年度に拡充を図っており、年度ごとに新規申込数に差は見られませんが、保育士の確保が難しい状況の中で、一定の効果は得られているものと考えております。

次に、保育士不足の現状といたしましては、いまだ全国的な傾向が継続している状況です。民間施設では利用定員を預かるだけの人員は確保できてはおりますけれども、多様な保育ニーズへの対応や高い保育水準の維持といった観点では十分確保できているとは言い難い状況にあります。

このような状況を踏まえ、現在実施しております保育士等就労促進家賃補助制度と保育士等修学資金貸付制度につきましては、保育士確保に向けて事業継続を図っていきたいと考えております。

続きまして、一般会計歳出予算要求状況表の49ページになります。公立保育所運営費についてご説明をいたします。

はじめに、八原保育所の保育士配置状況でございますが、保育士資格を有する正職員が11人、会計年度任用職員が11人の計22人、その他保育士資格を有さない保育補助者を会計年度任用職員4人配置しております。

次に、今後の保育士の募集につきましては、八原保育所を公設公営で維持していくことは庁議において確認しているところですが、これからの市全体の待機児童の状況、こういったものを考慮しつつ、利用定員の適正化を進めていく中で、財政状況や市職員の採用計画などを踏まえ、公立保育所として持続可能な体制構築を念頭に、正職員、会計年度任用職員の別や新卒、経験者など、バランスの取れた職員体制となるよう募集していく必要があると考えています。

石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

佐々木介護福祉課長

一般会計、歳出、労働費、2ページになります。シルバー人材センター援助費、インボイス制度への対応についてでございます。

シルバー人材センターのインボイス制度への対応についてですが、令和5年10月1日から消費税の仕入れ控除の方式としてインボイス制度が実施されることに伴い、シルバー人材センターでは、今般の物価高騰への対応を含めて、令和5年度に当面は請負料金値上げでインボイス制度による新たな対応を図っていくこととしていると伺っております。

以上です。

石嶋委員長

名島教育総務課長。

名島教育総務課長

続きまして、教育費にまいります。

教育費のほうの歳出予算要求状況表6ページです。小学生援護事業です。

こちらは経済的な理由により高等学校に進学または就学することが困難な方に奨学金を支給する事業でございます。

まず1点目に、受給者数と継続と新規数についてでございます。令和5年度の受給者数ですが、継続19人と新規募集を15名、合わせまして34名を見込んでおります。

2点目に、受給条件に経済的困窮のみの理由での受給資格への検討です。小・中学校で申し上げますと、約1割の方が就学援助を受給しており、これを高校生に当てはめますと、限られる現収はすぐに枯渇してしまいます。このため、ある程度一定の基準を設けなければならないと考えており、寄附していただいた方の意向も尊重しまして、引き続き学力が優れている方を対象に運用してまいりたいと考えております。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

一般会計歳出予算要求状況表8ページ、語学指導事業約7億20万円の増額の理由、指導者数、指導時間についてです。説明いたします。

去る1月2日に指名型プロポーザルを行いました。4者指名し、1者は辞退でしたので、3者による企画内容及び派遣業務委託の金額の提示がございました。これどこの会社からの提示も、前回よりも増額の提示でありました。その根拠について尋ねたところ、給与のベースアップに加え、急激な円安に対応するためということ聞いております。

続いて、指導者数ですけれども、現在指導者数はALTが12名でございます。指導時間ですけれども、小学校1年生、2年生は年間10時間程度、小学校3年生以上は1クラス当たりに1週間に1時間から2時間の指導をお願いしているところです。ただし、派遣人数や日数については、学校規模に応じて配置をしているところです。例えば、中規模校の学校でありますと、1人のALTに週3回派遣しています。大規模校の学校には2人を配置しておりますが、1人は毎日、1人は2日間、計7日間配置しているという状況になっております。

以上です。

石嶋委員長

名島教育総務課長。

名島教育総務課長

続きまして、歳出予算要求状況表54ページです。要保護・準要保護児童等の就学奨励費でございます。

1点目に、令和5年度の人数と受給率についてであります。いずれも予算編成時での見込みの数字となりますが、要保護児童8名、準要保護児童344名、合計352名を見込んでおり、来年度の児童数が3,256名でありますので、約10.8%の受給率となります。

2点目に、対象項目の拡大についてであります。要保護児童に対する国が定める支給対象項目、こちらは支給限度額に準じておりますので、対象項目の拡大はございません。

続きまして、歳出予算要求状況表の78ページになります。要保護生徒・準要保護生徒等就学奨励費でございます。

1点目に、令和5年度の人数と受給率についてであります。いずれも、先ほどと同じく予算編成時の見込みの数字となりますが、要保護生徒6名、準要保護生徒220名、合計226名を見込んでおり、来年度の生徒数が1,751名でありますので、約12.9%の受給率となります。

2点目に、対象項目の拡大につきましては、先ほどの要保護・準要保護児童等就学奨励費と同様、対象項目の拡大はございませんが、令和5年度は新中学1年生の入学準備金の支給単価が国の基準に合わせまして、前年度と比較いたしまして3,000円ほど引き上げられております。

続きまして、歳出予算要求状況表79ページ、小中一貫校施設整備事業についてでございます。

1点目に、対象校と開設時期についてであります。松葉小学校、長山小学校及び長山中学校を統合し、令和9年度に長山中学校に施設一体型の小中一貫校の開設を目指すとともに、義務教育学校とすることを基本として取組を進めてまいるのでございます。

2点目に、工事の安全対策と工事中の授業の影響でございます。

まず、警備員を配置いたしまして、工事関係者以外は工事区域に進入できないよう、作業区域の入り口や廊下などにバリケードを設けるなど、一目で分かるよう、貼り紙なども行い、注意喚起を行います。その中、資材の搬出などでは生徒が往来する時間帯は可能な限り避け、生徒との動線と重ならないよう安全対策に努めながら、大きな音の出るような工事につきましては、休日や長期休業期間などを活用し、実施するなど、授業に影響がないよう努めたいと考えております。

いずれにいたしましても、学校側と事前に十分に打合せをしながら、工事中の安全確保をしてまいります。

3点目に、保護者、住民への説明についてでございます。現在、情報機器が普及いたしまして、デジタルでの情報発信が有効的であると考えております。学校では、今現在、保護者へのおたよりや情報提供につきましては、「スクリレ」と言いまして、スマートフォンアプリにより行うことが主流となってきております。今後も、工事スケジュールや工事内容につきましても、この「スクリレ」を活用いたしまして情報発信をしてまいりたいと考えております。

また、未就学児の保護者に関しましては、入学前の11月頃に各小学校で実施する就学時健康診断などで情報提供してまいりたいと考えております。

次に、住民へのご説明に関してましては、近隣住民の皆様には戸別訪問してご説明したいと考えております。併せまして、松葉小学校区協議会や長山地域コミュニティ協議会とも情報提供を密にしてまいりたいと考えております。

4点目に、プール解体で授業はどうなるのかとのご質問についてでございます。長山中学校では、たつこのアリーナプールでプール授業を実施しておりますので、授業には影響はございません。

以上となります。

石嶋委員長

国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長

一般会計歳出予算要求状況表83ページ、青少年リーダー育成推進事業です。

対象者と事業内容についてのご質問です。

まず、対象者でございますが、龍ヶ崎市子ども会育成連合会に加入している子どもたちです。龍ヶ崎市子ども会育成連合会には現在11の単位子ども会が加入しており、会員数は567名となっております。小学4年生以上で20名程度の参加を想定しております。

事業の内容についてです。青少年リーダー育成事業については子ども健全育成事業として、龍ヶ崎市子ども会育成連合会が実施しているチャレンジキャンプや館林との親善交流会、ニュースポーツ体験教室などの事業とは別に、夏休みの3日間、野沢温泉村の自然や文化を体験、体感する放課後プレー野沢温泉村と称し、子ども会健全育成事業の一環で実施をするものです。保護者に見守られていない非日常の空間に身を置き、様々な体験や活動、同世代の仲間との交流を通じて、自分で自分を知ることによってリーダー育成の第一歩を醸成します。

具体的には、野沢温泉村ならではの環境を生かしたトレッキング、ブナの植樹、北竜湖でのサップ体験、朱印巡りや魚のつかみ取り体験等を行い、その都度、自分の心境や行動の変化について記録、分析を行い、新たな自分を見いだすプログラムとなっております。

同じく87ページ、郷土偉人マンガ作成事業です。

ご質問は、作成理由と作成者、配布についてのことです。

まず、作成理由でございますが、この財源につきましては、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団、いわゆるB&G財団が所管します、ふるさとゆかりの偉人マンガの制作と活用事業を使って行うものです。本市出身の偉人マンガを読んだ本市の児童たちが、今に輝くふるさと龍ヶ崎の先人を身近に感じてもらうとともに、その功績をたどることで郷土への関心を喚起しつつ、郷土を愛し、誇りに思うシビックプライドの醸成につながるものです。また、児童たちが将来の生き方や生活を考えるきっかけづくり、キャリア教育に努めることにも期待しているところでございます。

作成者につきましては、B&G財団の補助要件に、原則、自治体あるいは都道府県内のゆかりの何人かが執筆することが望ましいとあることから、市内出身の漫画家に打診をいたしまして、ペンネームで、きむらひろきさんという女性の方に内諾を得ているところでございます。この方は、JAグループの食農教育を勧める子ども雑誌の連載や児童向けの学研の科学漫画などを描いている方です。

次に、配布についてでございます。市内の小学校4年生に社会科の副読本としての配布を考えており、おおむね10年間の配布分として5,000部を印刷する予定となっております。

書面質疑に対する回答は以上となります。

石嶋委員長

以上で書面質疑を終了といたします。

続きまして、採決を行います。

議案第27号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[異議なしの声] [異議ありの声]

石嶋委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第27号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

石嶋委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

この後、特別会計の審査に入りますが、教育委員会につきましては関連がございませんので退席していただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議がありませんので、教育委員会の皆様は退席していただいて結構です。

休憩いたします。

15時55分再開の予定であります。

【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第28号 令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部から説明願います。

坪井健康づくり推進部長。

坪井健康づくり推進部長

議案第28号 令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算でございます。

予算書の145ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ75億9,800万円としております。

当市の国民健康保険の状況についてご説明させていただきます。

昨年12月末現在の市内の被保険者数は1万6,442人、1万783世帯です。前年同月比で944人、405世帯の減少となっております。

詳細は事前にご説明したとおりでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

今年度のこの国民健康保険の会計ですけれども、一番大きい県への事業費納付金というのが、この予算書で行くと164ページ、要求書の9ページで、19億8,800万ということですが、これはもう県が決めてくるもので、なかなか難しいと、これが4年度と比べると2億円もアップしてしまったと。この分は今度の会計では基金を取り崩して、この分に充てるということで基金取り崩しが2億5,000万あるわけですが、一方で、加入者は減少するというような状況で、この納付金だけ上がっていくということが、もう非常に問題だなというふうに思うわけですが、ちなみに、この交付金が増額となっていく原因と今後というのは見通し分からないわけですが、今後もこの納付金がどんどん上がっていくのかどうかという点についてだけ先にお聞きします。

石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

沼尻保険年金課長

お答えいたします。

納付金の件なのですが、委員ご指摘のとおり、国保の加入者が減れば国民健康保険事業費納付金も減るものと通常は考えられますが、実際には逆の現象が起きております。この状況の整理といたしまして、まず、直近の国保の加入者数の推移から申し上げますと、茨城県全体では令和5年度は加入者について前年度より約3.6%の減が見込まれており、龍ヶ崎市でも今年1月末の加入者数は1年前より約5.6%の減となっております。一方で、納付金は県全体で前年度より約10.1%の増、龍ヶ崎市でも約10.6%の増です。

これについて、県は三つの理由を挙げております。一つ目は、年度間調整が困難なこと。二つ目は、後期高齢者支援金の大幅増。三つ目は、保険給付費推計値の増です。

一つ目の年度間調整が困難なことですが、これは昨年度まで県でのこの納付金の算定において、県の国保特別会計の決算剰余金を使って翌年度の納付金の上昇を抑制するという年度間調整を行っておりました。しかしながら、令和3年度に医療費が大きく増加したことから、剰余金はそちらに充当されまして、今回は納付金抑制を図ることができなくなってしまったという事情がございます。

二つ目の後期高齢者支援金の大幅増ですが、令和4年度から団塊世代が後期高齢者へ移行し始めまして、その給付費が増加し、令和5年度には県が負担する後期高齢者支援金が前年度と比較して約9%増加する見込みです。そして、市が納付する納付金もこの支援金の財源となりますので、支援金の増加が納付金増加につながってまいります。

最後の三つ目の理由ですが、これは保険給付費推計値の増でございます。県内の国保加入者数は確かに減少しているのですが、令和4年度の1人当たり医療費が想定ほど下がっておりません。令和5年度の保険給付費の増がそれで見込まれまして、それも納付金増加につながったという説明がありました。

これらの理由を基に、県としては令和5年度の国保事業の安定運営のために、国保加入者が減る中でも高めの納付金を設定しなければならないとしております。

続きまして、納付金の今後の見込みでございます。

ただいまご説明しました国保の医療費や後期高齢者支援金の増加等を背景にしまして、当面は納付金は増えることはあっても減ることはないであろうというのが現段階での認識でございます。

また、茨城県では現在、将来的な県内の保険税水準の統一に向けた作業を進めておりまして、その統一の方法によっても市町村ごとの納付金が変わってまいります。それらが県と市町村の今後の協議によって決定いたしますが、それも含めて今後の納付金の動向には注意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

なかなか市独自でやれる部分じゃなくて、難しい部分があって、本当に今後が心配なところで、この背景にはこの国が進める全世帯型社会保障というのがあって、これが一番の原因で国保からもこの後期高齢者保険にも支出をしないといけないみたいな、こういう中身が問題かと思うんですけども、市の段階ではちょっと仕方がないところで、あともう一点は、4年度から方式を変えて2方式で子どもの均等割は18歳以下、半額というふうになったんですけども、未就学については国の補助がありますけれども、市独自でこれを補助している分、補填している分というのは金額は幾らになりますか。

石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

沼尻保険年金課長

お答えいたします。

本年度から未就学児の保険税均等割の5割軽減制度が全国で導入されましたが、はじめに、これに関する令和4年度の龍ヶ崎市での軽減額から申し上げますと、その額は約413万円となります。

次にご質問の件でございます。当市では、この国の制度に独自で上乘せをしまして、均等割5割軽減の対象を18歳以下の子どもまで拡大しております。その拡大分に係る5割軽減額でございますが、令和4年度保険税本算定の数値で申し上げますと、約1,265万円となります。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

あと最後に、保険証の資格証明書の発行数と短期保険証の発行数だけお聞きします。

石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

沼尻保険年金課長

お答えいたします。

本年1月に行いました資格書、短期証の発行数で申し上げます。まず、資格証明書は交付実績はございません。ゼロです。短期保険証は世帯数で申し上げますと506世帯、加入者数で申し上げますと725名となります。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

以上で結構です。ありがとうございます。

石嶋委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第28号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第29号 令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計予算について、執行部から説明願います。

岡田福祉部長。

岡田福祉部長

議案第29号 令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計予算、こちら福祉部の所管事項について概略をご説明いたします。

175ページ、予算書お開きください。

歳入歳出予算の総額は59億7,000万円、前年比で1億6,500万円、2.8%の増です。

令和4年度の直近1月31日現在の被保険者数等の数字を申し上げます。第1号被保険者数は2万2,928人、要介護認定者数が2,574人、要支援の認定者数が550人です。いずれも高齢化の進展に伴い、被保険者数、介護認定者数ともに年々増加をしているところです。

詳細につきましては、事前にご説明しておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

介護予防のほうの新しい事業について2点あるんで、その点だけちょっとお聞きします。

私の一般質問でも新しい事業ということで紹介された部分なんですけれども、予算書の196ページ、要求書の25ページで、生活支援サポーター活用事業というのがあります。これは総合事業で使う分にはいいんでしょうけれども、それ以外で使う場合には有料というふうになるかと思うんですけれども、この提供する側の事業所の料金というのは統一料金とするのか、その事業所によって、また異なるのか、その点先にお聞きします。

石嶋委員長

友信健幸長寿課長。

友信健幸長寿課長

これは地域支援事業の中の生活支援体制整備事業という中での一つの事業の取組になります。サービス利用の希望者と支援者のマッチングを図り、サービスを提供することを目的としております。利用料金については、支援内容を定めた上で要綱上、料金を一律に定める予定でおります。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

その辺は、まだこれからということですね。

あともう一点、同じく予算書の196ページ、要求書25ページの生活支援コーディネーター事業というのがあります。これも新事業として紹介されているところなんですけれども、アクションプランのほうを見ると、地域住民の支え合いとのことで、コーディネーターをコミュニティセンター等に派遣していくという事業になっていますけれども、この辺のコー

ディネーターの委託先とコーディネーターがどのような地域で支援をしていくのか、その点まずお聞きします。

石嶋委員長

友信健幸長寿課長。

友信健幸長寿課長

今回、生活支援コーディネーターを委託するのは龍ヶ崎市社会福祉協議会となります。現在社会福祉協議会は各コミュニティセンターに対し、担当制で会議等に参加しており、本事業を受託することにより、そこに参加する職員を生活支援コーディネーターとして役割を持たせることを目的としています。生活支援コーディネーターの役割としては、支援を必要とする人とサービスをつなげ、ニーズに合わせた新たなサービスをつくったり、サービス間の連携をサポートするなどの役割がございます。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

これを各コミュニティセンターに派遣して事業を始めた場合、ここに参加する地域住民というもどのような活動をしていくことになるのでしょうか。

石嶋委員長

友信健幸長寿課長。

友信健幸長寿課長

ここで想定している地域住民が活動する場というのは、地域コミュニティ協議会というものの一つ考えられるんですけども、この中では地域のことをよく知っていて、地域の中で活動している方々が集まっているというふうに認識しております。それに加えて、地域の社会資源とか、いろいろな社会資源とか民生委員さんが加わっていただいて、地域の中にある課題を出し合って、住民同士で解決できる方法を考えたり実践したりすることを目的としています。この活動をサポートすることが生活支援コーディネーターの役割というふうになっております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

そうしますと、コーディネーターさんが入って専門的な知識でいろいろ指導されるということがあるんですけども、いわゆる地域住民同士でも、例えば、ほかの人を地域住民同士で助け合いみたいなことも実際には出てくるというようなことになりませんか。

石嶋委員長

友信健幸長寿課長。

友信健幸長寿課長

おっしゃるとおりです。ただ、行政がそれを誘導するのではなくて、地域において地域の実情に合わせた形での議論がなされることをまず想定しております。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

あと13のコミュニティセンターでということでしたけれども、これでいくと、コミュニティ協議会なんかとも十分話を進めていかないと、なかなか始めることは難しいかというのがありますけれども、同時に、全てそういう事業を開始していくのか、先進的なところみたいなのをつくっていくのか、その辺のところはいかがですか。

石嶋委員長
友信健幸長寿課長。

友信健幸長寿課長

確かに委員おっしゃるとおり、コミュニティ協議会の中でもそういう問題を議論しているところと、していないところ、地域差があるのは認識しております。ただ、社会福祉協議会は現に各コミュニティセンターに対し、担当制で会議等に参加しておりますので、取りあえず、全地域において取組を始めるというふうな認識であります。

以上です。

石嶋委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。
以上で結構です。

石嶋委員長
ほかにございませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長
別にないようですので、採決いたします。
議案第29号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第30号 令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計予算について、執行部から説明願います。
岡田福祉部長。

岡田福祉部長

議案第30号 令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計予算の所管事項についてご説明をいたします。

予算書の207ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を8,800万円と定めるものです。前年比で1,050万円、13.5%の増となっております。障がい児支援サービス事業特別会計は、市が運営する障がい児通所支援事業所つぼみ園の特別会計です。令和5年1月1日現在で255人が在籍しており、療育を必要とする児童は年々増加している状況であります。

詳しい説明は済んでおりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第30号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第31号 令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算について、執行部から説明願います。

坪井健康づくり推進部長。

坪井健康づくり推進部長

予算書の225ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億8,500万円としております。

当市の後期高齢者医療事業の状況でございます。令和4年12月末現在の被保険者数は1万1,360人で、前年同月比で709人、6.7%の増加をしております。

詳細につきましては、事前に説明したとおりでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第31号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。